

環境社会配慮助言委員会

第42回 全体会合

日時 平成25年12月2日（月）14：31～18：38

場所 JICA本部 1階113会議室

（独）国際協力機構

午後2時31分開会

○柿岡 それでは、議事次第に準じて開始させていただきたいと思いますので、委員長、よろしくお願いいたします。

○村山委員長 それでは始めさせていただきます。まず案件概要説明で今日は3件ということです。

最初に、アゼルバイジャンの火力複合発電所建設事業、スコーピング案ということです。

では、説明のほう、よろしくお願いいたします。

○山田 中央アジア・コーカサス課の課長をしております山田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。資料、まず調査の背景のところからご説明さしあげます。

アゼルバイジャンという国ですけれども、もともと旧ソ連の共和国の一つでございまして1991年に独立をしております。地理的にはカスピ海の西岸に位置をする国でございまして、産業的にはカスピ海からとれる石油が一大産業になっております。ただ、アゼルバイジャンは世界でも最も古い産油国と言われるだけありまして、石油資源の枯渇が懸念をされてございまして、そういうこともありましてアゼルバイジャン政府は産業の多角化を非常に熱心に取り組んでいるところでございます。

2000年代に入りまして、資源高を受けてアゼルバイジャンの石油の値段が上がったということで経済が非常に一時期好調になりまして、リーマンショックの前は数年間続けて20%近い経済成長を遂げていた時期もございまして。今でも順調に四、五%の経済成長が見込まれている国ということでございまして、そういうこともあって電力需要は今後伸びが予想されていると、そういう背景がございまして。

アゼルバイジャンの政府が、ここに書いてありますように「燃料・エネルギー分野における国家開発計画」、これがもう既に始まっておりますけれども2005年から2015年の計画でございまして。それから「開発構想2020」という構想がありまして、こうした計画の中で国民への安定的な電力供給を行うための電源開発と関連設備の整備を重点分野として挙げてございまして、環境に配慮した天然ガスを主要燃料とする電源開発計画を打ち出してございます。

下のグラフでございまして、現状、こうした電源構成になってございまして、火力が85%、水力が15%と。申し上げましたようにカスピ海でとれる石油、それから石油産出の際にとれます随伴ガス、これを燃料として火力発電を行っているという状況でございまして、2020年にかけて少しだけではあるんですけれども風力、太陽光といったリニューアブルを取り入れつつ電源整備を行っていくと、こういう計画がございまして。

次のページ、3ページ目にまいりまして、アゼルバイジャンの発電施設の合計の定格容量なんですけど、2012年時点で約6,000メガワットでございます。ただ、これが主要設

備の老朽化が進んでおりまして、有効発電容量となりますと約5,000メガワットということでございます。2020年のピーク需要が5,450メガワットに達する見込みということになっておりまして、これプラス、また、のところですけれども、老朽化していく火力発電所を順次廃止していく計画がございまして、これが今のところ見えているものだけで2,100メガワットでございます。こうした廃止の計画も勘案いたしますと、2018年から2020年には約1,800メガワットの追加の電源開発が必要となっているという状況でございます。

主力の火力の分野なんですけれども、旧ソ連の他の国の例に漏れず、アゼルバイジャンも非常に効率が悪くなっておりまして、古い施設が多いものですから今でも熱効率にしまして30%台という効率の悪さでございます。独自にいろいろと火力発電所の改修計画を進めておりまして、2003年から2011年の8年間で約26%程度の効率性向上に成功しているんですけれども、それでもまだ38%という状況でございます。

この2020年に最大ピークの電力需要が5,450メガワットに達するということを書いたんですが、現状では約4,000メガワットということで、足りているか足りていないかといいますと足りている状況ではあるのですが、効率が悪いということと、それから今後廃止の計画、それから電力需要そのものが伸びていくと、こういった背景でありまして、追加の電源整備が必要と、こういうことでございます。

その次のポツでございしますが、送電ロス、事故防止のため需要地近郊での電源整備、系統の拡充と安定運用による電力安定供給が必要とされているというところですが、実はアゼルバイジャンの系統を見ますと、ちょっと地図にまいますけれども、これがアゼルバイジャンの今回のプロジェクトサイトの近郊のこのアブシェロン半島と申しますけれども、ここに首都のバクーがございまして、

これがアゼルバイジャンのここの東の突端の部分の拡大地図でございしますが、全国の地図でいいますと、ここのアブシェロン半島付近の人口が国の約3分の1程度、これに対しまして主要の電源がここの、これは湖なんですけれども、このあたりに西の端のほうに近いところに国の約3分の1のキャパシティーを持つ、老朽化した1980年代に整備をされましたアゼルバイジャン火力発電所というのがございまして、これがキャパシティーでいうと約3割程度を担っている発電所がございまして、

従ってメーンの需要地でありますこの東側に直線距離で300キロほど長距離の送電を行ってまして、これが非常に効率が悪いということになっています。もちろん、この送電線の強化というのでも取り組んでおるんですが、発電所そのものが、この西側にありますアゼルバイジャン発電所が旧型、もう旧ソ連時代の非常に古い発電施設なものですから、需要のその変動に対する追従性が悪いということで、なかなかその毎日運転を開始したりストップしたりというのができないものですから、常時、需要がないときでも垂れ流し状態にしているという現状がございまして、それから長距離の送電で不安定化を起こすということで、先ほどのスライドに戻りまして、この3ページ

目の2つ目のボツは、そうしたその需給の構成のバランスの悪さ、こういったものを解消していく必要があるということでございます。

こういう背景を持ちまして、2020年までの電源開発計画の一環として、本事業は位置づけられておりまして、計画では2018年には運転開始をしようということになってございます。

4ページ目にまいりまして、事業の概要でございます。本事業はアゼルバイジャン国東部ヤシマにおいて新たに発電効率の高いコンバインドサイクルの発電施設を導入するということでありまして、最大需要地である首都圏へ安定的に電力供給を行い、アゼルバイジャンの持続的な経済発展を図ると、こういうものでございます。既にアゼルバイジャン国側とJICAとの間で調査に関する協議議事録を結んでおりまして、その中では今の計画として、コンバインドサイクル460メガワット掛ける2基の建設を行っていくということを前提に調査をしようということになっております。

ちなみに、既設のガスのパイプラインが通っておりまして、発電所から約500メートルのところまでパイプラインがもう来ていますので、そこから燃料をガスの配管を伝ってもらってくると、それから発電所から変電所までの送電線なんですけど、こちらは5キロ程度、一番近いヤシマ変電所というのがあるのですが、そこに結ぶ約5キロの送電線を敷設するということになっておりまして、このガスの配管と送電線の敷設については円借款の対象外ということを予定しております。

先ほどご覧いただいたように、これがアブシェロン半島の拡大図でございますけれども、バクーが、もう一度改めまして、このアブシェロン半島の真ん中あたりにございます。今回のプロジェクトサイトはそこから北西に約45キロ進みました、このまさにカスピ海沿岸の地点になりまして、スムガイトというのが最も近い発電施設なんですけれども、こういったカスピ海沿岸にコンバインドサイクルの発電所をぼん、ぼん、ぼんと順次整備していくということで、このシマルCCPPというのがあるのですが、これは円借款で直近、ローンを供与したプロジェクトでございまして、今進行中のプロジェクトでございます。

これが建設予定地の現況でありますけれども、ご覧いただいた通りほとんど何も無いところでして、水はこのカスピ海からとってくるということになっております。プロジェクトサイトは75.5ヘクタール、これは既に取得済みでございます。

調査の概要ですけれども、7ページ目にまいりまして、調査の目的は当該事業の必要性、概要、事業費、実施スケジュール、実施方法ですね、調達・施行、それから事業実施体制、運営・維持管理体制、環境社会面の配慮等について、円借款事業として実施するための審査に必要な調査を行うということでございます。

対象地域が申し上げた通りヤシマ地区。

実施機関はアゼルエナジーという電力公社、これは国の持ち物になってございますけれども、ここがカウンターパートでございます。

調査内容は既存の資料のレビュー、JICAが実施をいたしました電力セクター調査というのがございますけれども、これは昨年度実施をしております。それからF/Sをつくっていく、環境社会配慮をやると、こういった調査内容でございます。

環境社会配慮面では、カテゴリAということでガイドラインに基づきまして格を振っております。

それから、本調査にてEIAの報告書案の作成支援を行うことにしております。なお、スコーピング案と報告書案の段階でステークホルダー協議の開催の支援も行っていく予定でございます。

先ほどご覧いただいた写真の通り、事業予定地は原野でございまして、住宅等の構造物がないということで、現時点では住民移転はないものと思っております。なお、発電所建設用地の取得は既に終わっておりまして、本調査において用地取得の過去の経緯について念のため確認を行っていく予定でございます。

調査のスケジュールは、最後にこんな感じになっておりまして、既に契約を終えて現地調査に今月から入る予定でございます。年を挟みまして1月の下旬にワーキンググループ、スコーピング案やっただいて、再び現地調査に入ります。それから3月、6月と計4回現地調査を経まして調査の終わりは8月頃を予定してございます。その途中の段階のドラフトファイナルレポートのワーキンググループを6月に予定させていただいております。

以上でございます。

○村山委員長 ありがとうございます。それでは、ご質問ありましたらお願いいたします。

日比委員、どうぞ。

○日比委員 ありがとうございます。3点ほど質問があります。

1つ目は、調査の背景のところで現状の発電容量それから今後の需要予測等のご紹介をいただいているんですけれども、この需要と発電、必要となる容量の中で、その原単位というか、要は需要側の省エネというかエネルギー効率の改善というのは、この中に見込まれているのかどうかというのが1点目の質問です。

それから2点目が、今もしわかればいいんですが、この事業をやることによって要はCO₂排出量の削減になるのか、増加になるのかというあたり。

それから3点目、これは個別というよりはJICAさん全体かもしれないんですけれども、要は火力への支援の案件というのは割と多くあるのかなというふうに思っているんですけれども、それについて何かこの全体的に抑えていくような考え方があるのかどうか、それとも逆に効率化をどんどん進めていくというポリシーなのか。その辺やっぱり気候変動との絡みで何か全体的な方針とかがもしあれば、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

以上です。

○山田 では、まず1点目でございますが、需要側の効率化ですけれども、先ほど送電ロスのところまでは中間段階の需要側に届く前のお話をさしあげたんですが、送電のロスでもちょっとアゼル側とJICA側で数字が違うんですが、アゼル側が言うには2010年で9.8%の送電ロスがあると、これは技術的なものですが、JICAのチームは2割ほど送電ロスがありますということを言っております。ですので、先ほどご覧いただいたようにちょっと東西に長い送電線を持っているということで、少なくともその送電のアンバランスは解消していくというのはこのプロジェクトの中に、視野に入っております。

さらに川下のユーザーサイドの省エネに関しましては、これは国際社会が随分とアゼルバイジャン側に圧力というかプレッシャーをかけまして改善を行うようにということを言っておりまして、スマートメーターの設置なども取り組んでおりまして、ほとんど、ちょっと技術的なテクニカルなロスの数字は今手元にはないんですが、改善が進んでいるようでございます。それから、少なくともメーター設置を通してコマーシャルなロスは、これはもうほとんど99.9%回収ができていているというふうに聞いておりまして、その辺の川下の努力は随分ととられている状況でございます。

それから2点目のご質問ですが、CO₂削減なのか増加なのかというあたりは、これは我々も現時点では非常に難しいなと、どちらというふうに申し上げるのは難しいかなと思っております。先ほど来ご説明の中で申し上げておりますその廃止の計画がどの程度ファームにこの調査を通じて明らかにできるのか。そのことと、このプロジェクトの対応関係がどうなのかという整理をしてみないことには、今申し上げられないという状況でございます。

3点目のご質問は、カントリーのコンテキストでいいますと先ほど申し上げたように川下の効率化、需要を抑えていくほうのものについても我々としても国際機関と連携をしてワンボイスでアゼルバイジャン側にということは思っております。全体論のほうは、よろしいですか。

○柿岡 特に審査部としての見解ということではございませんけれども、JICAとして統一的な形で整理しているということは、今のところないかと思っておりますので、一つ一つの要請に応じて検討し、日本政府と議論していくということかと思っております。

ただ、ご指摘のあったように効率性アップといった必要な支援、技術といったことを組み込みながら検討していくということが現状かと思っておりますので、この辺については日比さんご指摘のような話題を今のところ対応しているということかと思っております。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

では、他にいかがでしょう。はい、原嶋委員から。

○原嶋委員 2つだけです。一つは事実関係で、現状の主力発電所がかなり首都から遠いんですが、そうってしまった何か理由が、多分そこが何か産油地の問題と、

まだ、あとそのソ連時代の問題とかいろいろあるので、それを教えていただければ。

あともう1個は、既に立地の計画がかなりできているようですけれども、この立地の絞り込みはどのような形でされていたのか。今のもう既に1個着工しているようですけれども、今回のものもそうですけれども、立地のいわゆる代替案の検討というのはどのような形になっていたのか、2点だけ。

○山田 1点目ですけれども、主力発電所が西側に偏っているというところは、まさに言及されたように旧ソ連時代に計画が立てられたのが、旧ソ連時代の負の遺産を背負っているようなところが大きくてですね。アゼルバイジャン以外の国も含む南コーカサス地方での電源グリッドということで旧ソ連時代に整備をされたものですので、独立して一つの共和国になった後には、やはりその国内で見るとアンバランスが生じているという背景と理解しております。

それから、立地の絞り込みなんですけど、ちょっと我々も聞いてはいるんですが、もう少し調査で明らかにしたいなと思っておりまして。このヤシマという立地に至るまでも、もう1カ所具体的な名前を聞いていた箇所がございますけれども、最終的にはヤシマということで首相府が決定したというふうに聞いているんですけれども、いずれにしてもその冷却の水の関係ですとかを考えますと、先ほどご覧いただいたように各CCPPコンバインドサイクルのパワープラントをカスピ海沿岸に整備していくということでございまして、その中で具体的な立地をどういうふうに決めようかということで、いずれにしてもこの沿岸部は大需要地のバクーを中心とするアブシェロン地域に非常に近いということで、その他いろんな要因を加味しながら決定されたというふうに理解しています。

いずれにしても、調査の中でさらに明らかにしたいと思います。

○村山委員長 では平山委員、どうぞ。

○平山委員 すみません、2点ありますが、3ページの調査の背景のところ、これは小さい問題かもしれませんが、2020年の最大需要予測が5,450メガワットに達する見込みと、こうありますけれども、これに達した後どういう見込みなのかということの説明を一つはお願いをさせていただきたい。減るのであれば要らないではないかという素人的な発想です。

それからもう1点は、8ページの3番の一番下のところですが、本調査において用地取得の過去の経緯について確認をする予定というふうに書いてございます。これは先日来ずっと大きく問題になってきた案件がございまして、ここでもそのような問題があるというふうな情報を持っているというわけではもう全くないのですけれども、ただ、どういうふうにJICAのほうで整理されているのかをお聞きしたいのです。過去の経緯で、非人道的な住民移転が強制的に行われて、それが現在終わっているということが仮に明らかになった場合、くれぐれも申し上げますけれどもここでそのような事実があったということでは全くなくて、そのようなことがあった場合、確認できた

場合、JICAのほうではどのような対応をされるのかということ。

これは、私はガイドラインの改定につながる問題ではないかという気さえして何回か発言しておりますけれども、そのところも含めてどういう考え方をしておられるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

以上、2点です。

○山田 ありがとうございます。1点目なのですが、5,450メガワットに達した後の見込みということですが、この達する2020年以降もほぼというか一応予測では、コンスタントに需要がそのまま伸びることが想定されていまして、2030年には8,000メガワットに達するという想定であります。

2点目につきましては、若干一般的な整理も多分に含まれるものだと思います。私からというよりは、審査部からでよろしいでしょうか。

○長瀬 すみません、まだ実際に何があったかということは、これはもう全然我々も知らない状況ですので、これはちょっと調査してみるしかないんですけれども。例えば、本当に何か我々のガイドラインに反するようなことが行われて是正される見込みがないというふうになってしまった場合は、結論から言うと我々がこの案件から手を引くという場合も考えられるんだと思います。

ガイドラインのJICAの意思決定のところにも適切な環境社会配慮がなされない場合はJICAは実施しないということは書かれていますので、それはもうそのときにどういった状況があるのかということを実際に判断していくしかないかと思っております。

○平山委員 すみません、過去の案件であってもということですか。過去に行われた行為であってもということでしょうか。

○長瀬 そこは明確にはこのガイドラインには特に書いてございませんので、本当にそういうふうな判断をせざるを得ない場合なのか否かというのは、その場でちょっと判断せざるを得ないのかなと思います。

○平山委員 逆に言えばあり得るということですね。

○村山委員長 はい、よろしいでしょうか。

では、この案件これで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

では、2件目に移らせていただきます。フィリピンの天然ガスパイプライン建設事業のスコーピング案ということです。準備ができましたらご説明お願いいたします。

○大村 私フィリピン担当の大村と申します。本日はよろしくお願いいたします。

まず、フィリピンの天然ガスパイプライン建設事業の準備調査につきまして、これから簡単にご説明をさせていただきます。資料の準備は事業の背景、それから事業の概要、調査の概要、事業スコープと想定される環境社会配慮の範囲、それから調査工程ということでご説明させていただきたいと思います。

まず、事業の背景なんですけれども、一番最初に当該国の一次エネルギー構成、

2010年とありますが、原油・石油等36%、地熱21%、石炭17%、バイオマス・廃棄物13%等々とありますけれども、フィリピンのほうは地熱でとても有名な国で、特に1990年代から2000年代に地熱の開発は相当進んでいたんですけれども、現在これご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、フィリピンの電力セクターが発電それから送電、配電とともに自由化されていく中で、どうしても経済効率のいい石炭火力発電所が最近建設される傾向が多いです。つまり政府がリードするのではなくて民間に任せる結果として一番、価格という意味で効率的なものという意味で、亜臨界石炭火力発電所が建設される傾向がありますので、そういった流れの中でやはり政府主導で、より環境にやさしいエネルギーであるところの天然ガスのフィリピン国内での使用を促進していくためのプロジェクトというふうに考えております。

その中で2パラ目、発電用とは、とありますが、新規の高効率火力発電所や既存の石油・石炭火力発電所のガス転換向けを目指すといったものの中で考えていく。あるいはその次に産業用とありますが、工業団地や商業施設向けの直接のガス利用あるいは冷暖房用、あるいは若干先走る部分もありますが輸送用ということでCNGバスとかについて今後実施できないかということをこの調査の中で考えていきたいというふうに考えております。

国別方針につきましては、こういったものを我々のほうでやっていこうということを書いております。

続きまして、事業の概要ということでございますけれども、本事業は天然ガスパイプラインを建設することにより、天然ガスの受け入れ地から潜在的な需要地であるマニラ首都圏への輸送インフラ、要はパイプラインをつくりましょうということでございます。

フィリピン国、場所としてはマニラ首都圏からバタンガスということなんですが、恐らく図を見たほうがいいということで、すみません、図を先にいきます。これはフィリピンのルソン島の南の端を拡大している図になっておりますけれども、一番下のところにバタンガスという地域がありまして、こちらのほうでいわゆる天然ガスを荷揚げします。揚げてきたガスをマニラ首都圏のほうまでつなげていくというのがこのガスパイプラインということで、これが想定される事業スコープということになっております。

それで、すみません、もとに戻りまして、それがフィリピン国マニラ首都圏のカブヤオと呼ばれるところがその事業の想定される対象地域ということで、それからバタンガスの間に天然ガスパイプラインを引こうと。その中から事業概要としましては、土木工事、高圧幹線あるいは供給ラインを調整するガスガバナーステーションなども含みます。それからコンサルティング・サービスということでやっていければということを考えておりまして、実施体制としてはエネルギー省が監督機関となり、実施機関はフィリピン国営石油公社をやっていこうということで今、協力準備調査を進めて

いる段階でございます。

調査としましては、先ほど申し上げました天然ガスの未来をつくっていかうということで大きな考え方をしておりますけれども、そういった中でセクター情報収集であるとか、あるいは天然ガス需給分析その他をやっていく中で、必要な事業費それから経済分析、環境審査、その他をやる中で、このガスというものがフィージブルできちんとやっていけるものかということを考えていく概要になっております。

繰り返しになりますが、事業スコープと想定される環境社会影響の範囲ということで、先ほどお見せした図の中でやっていくということではございますけれども、事業スコープはバタンガスのLNGターミナルからマニラ首都圏までということになっております。高圧幹線が約65キロほどありまして、供給ライン、そこからフィーダー状に延びるものを例えば工業団地などにつなげていくという、そういうことを想定しておりますけれども、そういったものが事業スコープになろうかと思っております。

その中で、ガスの利用用途という意味では同じ話になりますが、ガス火力発電所あるいは工業団地や商業施設向け、CNGバス向けなども考えていければというふうに考えております。

環境影響なんでございますけれども、こちらのほうは都市部の地下に埋設されるものであって大きな環境影響は想定されないというところではございますけれども、工事中は開削工法でやりますので、道路遮断、土砂等の処理が想定されますし、供与中はもちろんいろんな対応が必要になってくるということでございます。

ちなみに、その下には既存EIAのレビューとRevised EIAの作成とありますが、もともこの天然ガスをつくっていかうという、よりこの国で活用していかうという話はずっと2001年、2年、3年ぐらいからございまして、その中で2004年に既存EIAというものが書かれておりますが、一度つくられました。今回はそれをリバイスする形で対応をしておりますということでございます。

それから、社会影響のほうに入りますけれども、セクション1と2に分かれますけれども、すみません、地図をもう一度見させていただきますと、セクション1というのは向かって左側のほうにありますけれどもバタンガス区間と呼ばれるところでございます。それからセクション2というのが上のほうにございます。戻りますとセクション1は国道とかあるいは地方道の道の中にあるというのが原則的な考え方でございまして、そういった意味では用地取得に大きな問題が予見されないということでございます。さらにはセクション2はこの区間に高速道路が並行して走っておりますがその用地内にパイプラインを埋めていかうと現時点で考えておりますので、そういった意味では用地取得に大きな問題は予見されないだろうというふうに考えております。

セクション1のところでは恐らく10世帯くらいは用地、いわゆる住民移転があるかと思いますが、そのあたりも念のために丁寧に見ていきたいというふうに考えております。そこが、特段大きな影響は予見されていないが、詳細な調査が必要というふう

な、そのあたりを指しております。

それ以外にあるのが、1つ目がLNGターミナルの位置でございます。それから2つ目が断層帯への対応ということでございます。すみません、もう一度この図に戻りますと、LNGターミナルということで下のほうに四角の、白い三角が2つあるかと思いません。現時点で有力な案としては向かって右側の赤いライン、こちらのほうを本線として考えておりまして、ここに輸入LNGターミナルをつくらうということで考えておりますけれども、場合によっては向かって左側のラインも検討に加えようということで、今比較も含めながらやっておりますので、どちらかということになってくるかと思っております。

それから断層も、このあたり地震国でございますが断層が走っているというところもありまして、そこらあたりに注意しながら調査を進めていきたいというふうに考えております。

それから、先にいきますと、4ポツとして、事業スコープと想定される環境社会配慮の範囲ということでございまして、これは過去にいろんな方にご心配をいただいておりますけれども、向かって右のほう、Pre FS時スコープということで105.2キロと考えていましたが、現時点のスコープとしては65キロということを考えております。

この図でいいますと青い点線のところが今回の事業対象から外れていくであろうと議論をしているところなんですけれども、この部分が国鉄の用地になっております。国鉄のところも埋設は可能と思っておりますけれども、ご存じの方はいらっしゃるかもしれませんがインフォーマルセトラの方もしらっしゃいますし、あるいはそれ以降、このマニラ首都圏までどこまでつなげていけば十分な需要が確保できるのかといった議論をした場合に、恐らくこのカブヤオのあたりで十分な需要が満たせるのではないかと、天然ガスはいろんなところに展開していけるのではないかという議論をしておりまして、その中でこの赤いラインのところまでをスコープとして考えていこうというふうに考えております。

(3)としまして、助言を求める事項ということでございまして、第1回環境社会配慮の調査のスコーピング案ということでワーキンググループ、こちらのほうを12月20日の金曜日に予定しております。

それから、今回の協力準備調査、報告書ドラフトワーキンググループということで2014年5月頃を予定しておりまして、あわせてそのころに、これも案件が無事進めば審査方針の説明もさせていただきたいというふうに考えております。

カテゴリ分類はAで、環境ガイドラインは新しいものを使いますということでございます。

今まとめたものをこの時間軸に合わせますとこういった形になりますということですが、今後、来年の前半から後半にかけてのローンアグリーメントに至るかどうか、まだちょっと現時点では不明でございますけれども、そういったこういう環境配慮そ

の他を注意しながら本件進めていければということで考えております。

すみません、以上になります。

○村山委員長 ありがとうございます。それでは、ご質問ありましたらお願いいたします。

日比委員、どうぞ。

○日比委員 ありがとうございます。一つ教えてください。この天然ガスを要はこのバタンガスの港に持ってくるということだと思うんですが、その需要の増加にバタンガスの港湾の容量というのは十分なものがあるのかというのを教えてください。

○大村 おっしゃる通りで、正直なかなかいろんな悩ましいところがありますけれども、現時点でバタンガスがどういう状況になっているかといいますと、マランパヤ海底ガス田というものをお聞きになられた方いらっしゃるかもしれませんが、いわゆる南沙諸島と呼ばれるところにフィリピンのいわゆる領海内と呼ばれるところでガスが10年ほど前に出ました。そのガスを海底のガス田を掘って、それからバタンガスのところまで引っ張ってきていて、そこに今合計で1,400メガワットぐらいのガス発電が実際に行われております。

ただ、このマランパヤガス田と呼ばれるものは、あと10年、20年ぐらいで枯渇するであろうと言われておりまして、結局、せっかくフィリピンの領海内と言われるところで相当程度の天然ガスが見つかって、より環境にやさしい社会ができていくであろうと言われている中で、それがもうガス発電だけに使われていってしまうということになっておりますので、より輸入していこうということで今議論になっております。

そういったときに、じゃ、どうするかといったときにフィリピン、ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、先ほども少しご説明しましたが、民間が非常に強い国でございますので、その民間のところでガスの輸入のいわゆるターミナルをつくっていこうという議論が行われています。それからパイプラインをつくったその先の部分も民間が例えば工業団地で活用する、あるいは発電所で活用すると、こういった構図を考えております。

ただ、民間側からすると、ちゃんと運んでよと、誰がガスを運ぶところを担保するのよというところがありますので、そういった意味で政府の役割があるかと思いますので、うまく民間側と話をしながらこのいわゆるLNGの輸入窓口、それからそのガスで運んだ先の部分、ここをうまくコーディネーションできればと思っております。

ちなみに、幾つかの会社はもう既にこのLNGの輸入のところに關心を示して、独自にもうやろうということをおっしゃっているところもありますけれども、ガスパイプラインのところはコストがかかるだけなので余り興味がないということを皆さんおっしゃっていると、こんな状況でございます。

○日比委員 ありがとうございます。1つだけ、これはワーキンググループでご議論いただければと思うんですけれども、バタンガスが面するVerde Passage（ヴェルデ海

道)は、海洋環境生物多様性的に非常に重要な地域になっていまして、多分世界でも海洋生物多様性の一番高い……

○大村 バタンガスの地域ですね。

○日比委員 バタンガスのこのちょうど海峡部分、海道ですかね、部分。……と言われているくらいですので非常に、このパイプライン自体ではないのかもしれないんですけども、おっしゃっているような将来的なそのいろんな海上交通の増加のきっかけになる事業の可能性があって、その場合の環境影響というのは非常に注意を要するものになってくると思います。

○村山委員長 他、いかがでしょうか。鋤柄委員。

○鋤柄委員 一つ、ちょっと教えていただきたいんですが、先ほどのご説明の中で2000年代の前半からこのパイプラインというものを構想されていて、そのために2004年にこのEIAを実施して、その承認というんでしょうか、それが何回か延長されているということなんですが、これはEIAを実施した時点では、すぐつくるということではなかったのか、あるいはどういう事情でこの10年、間があいてしまったのかと、その辺は何かご存じでしたらば教えていただきたいと思います。

○大村 ありがとうございます。そこがちょっと先ほど申し上げた民営化の話に相当近いところがございます。フィリピンは発電それから送電、配電の分離、それからそれぞれの民営化というのが極端に言う世界で一番進んでいるぐらいの、2001年でしたかEPIRA法と呼ばれる法律があるんですけども、要は電力を自由化しましょう、民営化しましょうと、こういう法律が始まりました。

従いまして国のグリップといいますか、国家で発電所を建設していきましょと、先ほどアゼルバイジャンの議論ありましたが、発電所そのものを国家でつくるといよりは民間がつくりますと、こっちのほうに舵を切りました。送電もまだ国が持っていますけれども、実際のオペレーションは民間に委託するとか、今や配電ももう民間が全部市場原理でやっていこうと、こんな議論になってきております。

従いまして、結果として、じゃ、民間側が何を考えるかということ、より高効率でよりお金のかかるようなものを導入するよりも、より、もう既に市場でプループンな技術のもとに安くつくれるような、原料も安いような話にどんどん流れていっているのが実態のところなんです。それが先ほど申し上げた石炭あるいは亜臨界というところにとどうしても流れていってしまっている部分がありますので、結果的に経済性を重視した結果、すみません、これ誰も立証できないんですけども、経済性を重視した結果、より環境に負荷がかかるような流れに、現時点で結果的になっていますので、天然ガスの利用のような、あるいは太陽熱とかそういうものを使っていこうという、こういう政策ドリブンでやっていくような話は、なかなかこの国で手がかからないような状況になってきています。

これがこの国の電力の実態なんですけれども、その中で発電所はつくりたくないし、

つくりたくないという意味は政府としてやりたいというふうに思っているわけではないけれども、政府の役割としてパイプラインぐらいはつくってもいいのでは、そうすれば世の中、民間がより高効率でより環境にいいようなプロジェクトを進めていくという話が民間で進んでいくということであったので、相当いろいろフィリピン政府側と議論をしまして、このプロジェクト自体も民間が、私は採算性がないと思っているので基本的には民間がやるとは思っていませんけれども、民間がやるオプションをまだ捨てていないんですけれども、政府の役割としてこのぐらいやったほうがいいんじゃないかということを今、議論をしながら進めているような最中でございます。

すみません、説明になっていたでしょうか。

○鋤柄委員 ということは、その10年前、政府のほうとしては天然ガスのパイプラインを引いてなるべく使ってもらうようにしたいという準備にはかかったけれども、言葉は悪いですがけれども誰も乗ってこないまま10年経ち、これは政府がやるしかないということでJICAのほうに協力を仰いでいるといたしますか、そういう状況だというふうに理解して間違いではないですか。

○大村 一言で言えば、その通りです。はい。

○鋤柄委員 ありがとうございます。

○村山委員長 よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

確認をしたいんですが、7ページの写真を見ていると現状の国道の本当に端にパイプラインを埋設するというイメージのように見えるんですが、先ほど一部10世帯ぐらいは移転がありそうだという話がありましたが、これは国道の中に家屋があるという意味でしょうか。

それからもう一つ、環境影響で火災のリスクということも考えられていて、高圧ガスなので火災ということもあり得るかなと思うんですが、そうした場合、この端に埋設してすぐ隣にもう家があるという状況をどういうふうに評価されるのか、少し懸念をするんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○大村 ありがとうございます。パイプラインは基本的に道路の下に埋めてまいります。一方でいろいろこうガバナンス・ステーションと呼ばれるような変圧したりブランチ分けしたりとか、そういうものがありますので、そこをどこにつくるかという議論の中で住民移転が起こり得るというふうに考えております。これが1点目です。

2点目は、先ほど少し申し上げましたが、ちょっと台風とは関係ありませんが非常に災害多発国でございます。そういった意味で、日本に先ほどご相談という一つのポイントは、日本も同じように地震災害の国があって、例えばちょっとカリフォルニアかどこかでパイプラインがぼんと爆発した事例が前ありましたけれども、一方で東北大震災でもう全く、あるいは阪神大震災でも全く影響を受けなかったと、ほぼほぼ影響を受けずに大きな事故もなかったというような、そんな日本の技術が耐震設計その他ありますので、こういったところもぜひ協力してほしいという話がありますの

で、そのあたりを日本の業者さんとかあるいは行政とどう一緒にやっていけるかということを今、話をしながらこれを進めている段階でございます。

○村山委員長 わかりました。

では、よろしいでしょうか。ないようでしたら、この案件これで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

では、3件目に移らせていただきます。こちらフィリピンで、南北通勤線事業（フェーズ1）の環境レビューということです。準備ができましたら、ご説明のほうをよろしくお願いいたします。

○大村 それでは、続きまして同じくフィリピンから、南北通勤線事業（フェーズ1）ということでご説明させていただきたいと思います。括弧して旧クラーク空港高速鉄道（通勤線区間）整備事業というふうに書かれておりまして、この背景も含めてご説明させていただきますと、後ほど詳しくご説明させていただきますけれども、マニラからクラーク空港は100キロぐらい離れているんですけれども、そちらのほうにずっとつなげていくというほうがよりイメージが強かったんですけれども、今はむしろマニラの中をどういった形で南北を通勤できるかという、そういうことがフィリピン政府の関心事項になっておりますので、名前を南北通勤線に変えてくださいということを言われましたのでこういう名前にしておりますと、一言で言うとそういうことでございます。

こちら目次に従ってご説明をさせていただきたいと思います。

フィリピンの概況ということでは、先ほどと同じような話ではございますけれども、一番右下のほうに投資環境整備、あるいは産業空間形成のためのインフラ整備、そういったものが協力ニーズが増大していると分析できますので、その意味で投資促進を通じた持続的経済成長の支援のためとして本件がありますということを、ここで申し上げたかったということでございます。

先にまいりますと、協力準備調査のスコープということで、ここに地図が載っております。一番左上にフィリピン全土がありまして、そのうちマニラ首都圏に近いところをここでクローズアップしておりますけれども、先ほど申し上げたとおり、この緑の枠のところ、上のほうに点、点、点とありましてCIAですが、これがクラーク・インターナショナル・エアポートということで、こちらのほうにも将来的に延ばしてこうと、100キロ離れていますが成田が90キロ離れていると考えますと、そのぐらい北に離れている空港ではございますけれども、むしろこちらに連結するというよりも、南のほうの通勤線を先に整備するということですね。

それからさらに大きく拡大すると黄色い枠になりますけれども、この真ん中あたりにあるマロロスと呼ばれるところから、マニラ首都圏の一番混んでいるところの一番北の端まで、カローカンと呼ばれるところまでのこちらのほうの鉄道建設を今回の事業のスコープで考えていければというふうに思っております。

実際、この協力準備調査のスコープとしましては、このマロロスと呼ばれるところから一番下のFTI、フードターミナルインクの略なんですけれども、FTIと呼ばれるところまで延ばす予定ではありますけれども、いろいろ状況を分析しますとまずはカローカンのところということで本件事業をやっていきたいというふうに考えています。そういう意味では、イメージで言うと京成線とかそういう感じかと個人的には思っております。

続きまして、事業の背景でございます。フィリピンのマニラの首都圏の人口は2010年には1,190万人ということで、ほぼ東京23区と同じ面積で、それより大きい人数を持っております。その中でアジアで最大の人口密度というふうになっておりまして、マニラ首都圏は今191人/haということで、ソウル、東京、ジャカルタ、上海などよりも人がいっぱい住んでいると、そういった状況になっている中で、言い方は難しいですけれども、きちんとした大容量の公共交通がないという状況の中で、今、非常に厳しい渋滞が起こっておりまして、その2パラ目になりますけれども、経済損失が年間24.5億ドルに達すると試算されているような、そんな状況でございます。

3パラ目に入りますと、「首都圏南方は」というふうに書かれておりますが、マニラ市からラグナ州のピニヤン市、相当下のほうまでなんですけれども、ここには通勤線として既にフィリピン国鉄がありますが、運行頻度は低く30分に1本ぐらいで、非電化路線を運行しております。しかしながら、「一方」とありますが、首都圏北方、先ほど来出ている赤いラインの部分でございますけれども、現状鉄道がありません。それからカローカン市から北方のマロロスまでの区間は十分な公共手段が確保されないまま居住エリアが拡大している状況でございます。

ここに住む、結果的に今住み始めている住民は、バスや自動車等を使いながら一般道あるいは高速道路を利用して通勤しておりますけれども、非常に混雑しているということで、この大規模公共交通、鉄道が必要になるんじゃないかと、そういった議論でございます。

事業の概要に移りますと、目的については先ほど来出ている話で、その中でプロジェクト全体計画、対象地域名という意味では、協力準備調査51.9キロ、マロロス - フードターミナルインクのうち、マロロス - カローカン31.3キロについて事業対象として考えていきたいというふうに思っております。

それから事業概要につきましては、通常の鉄道をやる場合に全てフルパッケージになっておりますが、土木工事、それから鉄道システム、車両調達などなどが入っております。

事業実施機関としてはDOTCと呼ばれる運輸通信省が考えられておりますということで、スライドのその下に、参考としてノースレール事業というものを記載しています。先ほど来出ておりますクラーク空港からマロロス間の整備は、このノースレール事業ということで一度計画をされました。このマロロス - カローカンについて中国

輸出入銀行の融資により2004年に事業が開始されたというところで、2万世帯がその事業の中で移転されております。一方で、この中国輸出入銀行とその下に中国のコントラクターがいるんですけれども、調達手続に問題があったという議論がありまして、2010年3月から事業が凍結している状況でございまして、最高裁が無効の判決を出し、中止となったということでございまして、本事業はこのノースレール事業と同一のアライメントでやっていくと、こういったものでございます。

環境レビュー方針の概要ということで、今後いろんな形で調査を進めていきたいというふうに考えておりますが、適用ガイドラインという意味では新環境ガイドライン、それからカテゴリ分類はカテゴリAということでございます。許認可については、先ほどの話と若干似通っておりますけれども、EIA報告書が作成されて、こちらのほう、昔のノースレール事業そのものがこの今回のECC/EIAであるということを確認することを含めて、環境天然資源省が承認しているといった状況でございまして、それ以外にさらに許認可が必要かどうかは確認させていただきたいと思っております。

それから汚染対策ですね、こちらのほうは工事中、それから供用後、その他の確認をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、自然環境面も、こちらのほうが比較的洪水影響とかもありますので、現時点で自然環境でクリティカルなものはないというふうに考えておりますが、洪水発生に対してはどういった対応でやっていけるのか、高架にするとかそういった話がいりありますが、こういったものを確認できればというふうに考えております。

それから、社会環境面については、先ほど来出ておりますけれどもノースレール事業の既存ROWを使うということになりますけれども、そのROWを確保する、それから車両基地の新設によって約36ヘクタールの用地取得が必要になってきております。

ノースレール事業以外でまたさらに、今まだ住んでいらっしゃる方がいらっしゃいますので、こちらの被影響住民が約930世帯というふうにカウントしておりますけれども、移転が700世帯ぐらい、RAPといったもの、それからノースレール事業での被移転世帯と補償内容の妥当性の確認等、こういったものに留意しながらきちんと進めていきたいというふうに考えております。

それから、モニタリングは先ほど出てきましたけれども、当然のことながら気をつけていきたいというふうに考えております。

スケジュールのほうは、こちらのほうを見ていただければと思いますけれども、こういったスコーピング案、その他EIAアップデート、その他が進んできておりますし、EIAの公開を11月の末に行っておりますので、実際にそこからの時間軸を考えると3月末の案件に向けて審査ということも十分な可能な状態ではありますけれども、非常に大きな影響が考えられる事業ですので、そういったあたりは慎重に進めていきたいと思っておりますし、助言委員会でのアドバイスその他を適切に反映していきたいというふうに考えております。

駆け足になりましたが以上でございます。

○村山委員長 ありがとうございます。それでは、ご質問ありましたらお願いいたします。

満田委員、どうぞ。

○満田委員 ご説明ありがとうございました。これ、環境レビューということで助言をするのでしょうか。ちょっとこのスケジュールのところで協力準備調査というのが上のほうでバーが引かれていて、下のほうを見ると環境社会配慮助言委員会のところで審査というのが2013年12月ですか、2014年の1月ですかに置いてあるんですが、その関係性がよくわからないんですが。

○大村 申し訳ありません。ご説明を抜かしてしまいました。こちらのほうは協力準備調査全体という意味では来年の8月、9月まで続けていきます。それはもともとFTI、フードターミナルインクと言われるところまでこれをやる予定であったということで、そこまで含めて十分にやっていきますけれども、このマロロス - カローカンと呼ばれるもの、先ほど来出ている赤い実線のところについては、ここの部分は新線建設でありますので十分にこの事業だけでやっていけるのではないかという考えの中で、まずはこちらの事業を単独でやっていくという意味で、この12月、1月ぐらいの現地調査、それからまだ審査に行けるかどうかはわかりませんが、そういったものも含めて対応を検討していきたいというふうに考えているという、そういう状況でございます。

そういった意味合いにおいて、下のほうにありますけれども、マロロス - FTI区間について環境レビュー助言委員会開催予定ということで、その先にまた新たな事業としてここに続くものを、どこかでこの助言員会にご相談させていただければというふうに考えております。

○満田委員 ちょっと頭が混乱しているんですが、マロロス - カローカン区間についてを先行して行うということだと思んですが、協力準備調査はそこはやらないということなんでしょうか。

○大村 すみません、私の説明が悪かったです。マロロスからFTIというのが今回の、このページですね、戻りますね。この図で向かって一番右のほうが今回のその全体の協力準備調査と審査というふうに考えておりますけれども、一番上にマロロスというのがありまして、一番右下のFTIというのがあります。そのうち、「フェーズ1 (The Project)」と書いておりますけれども、2013年度案件になるかどうかはちょっと不明ではありますけれども、ここを目指す形でこの31.3キロについての赤いところをThe Projectと考えて、この協力準備調査で分析したものを、ここを切り出して、The Projectとして審査していくと、こういうことを考えております。

その下の黄色い部分、「今回対象外」と書いていますが、カローカンからFTI、20.6キロの部分については別途この協力準備調査で引き続き詰めるべき点を詰めて、また

新しいプロジェクトとして成立しそうであればこの助言委員会でご相談させていただくと、こういう立て付けで考えております。

○満田委員 協力準備調査をやっている間に審査をやるというのは、まずくないですか。あと、この社会環境面、被影響住民、移転が必要な住民が約700世帯というようなこのThe Projectにおける移転住民数なんでしょうか、という2つ、お聞きしたい。

○大村 ありがとうございます。後者についてはイエスです、その通りです。赤い部分がThe Projectであり、この700世帯なり800世帯ということで、前者の部分については、全体としては協力準備調査は続けますけれども、この部分についての整理をきちんと行って皆様にお諮りしてその整理をつけていくというふうに考えておりますので、そのような形で進めさせていただきたいというふうに考えているということでございます。

つまり、もう少し言うと、黄色いところは本当に事業になるかならないかということも含めてまだわからないので、先ほどのガスパイプラインでも同じような議論でありますけれども、ここまではフィージビリティが確認できるというところで整理して、皆様にお諮りし、やっていくと。その後も別途、黄色い部分についての準備ができるかどうかについては調整していきますけれども、そこは改めて皆様にお諮りさせていただきたいというふうに考えております。

○満田委員 協力準備調査を赤い部分でやるというふうに理解しているんですが、それが終わらないうちにその審査というのは、環境ガイドライン上何かまずいように思います。確か協力準備調査が公開されてから環境レビューということになっていたと思いますので、その2つが完全に重複してしまうのはまずいような気がします。

○長瀬 その点につきましては、少なくとも本件につきましては環境関連の審査に必要な文書につきまして、実際に環境レビューに行くまでにきちんと入手しておくということは最低限守らないといけないと思っております。

先ほど担当の大村のほうから環境アセスメント報告書についてはもう既にその手続はとられましたと、公開も始まりましたという紹介がありました。今後関連する他の必要な大規模非自発的住民移転等が発生するのであれば、そういった住民移転計画とかそういったものを整理していくことになります。

協力準備調査、確かに最終報告書もしくはそれに相当する文書というものをガイドライン上は求めておりますので、こちらのほうにつきましては皆様のワーキンググループの段階できちんとそろえさせていただくような形で今準備させていただいているところです。

とりあえず以上です。

○村山委員長 確認ですが、手続上は問題ないということで今回ご説明があったという理解でよろしいですか。

○長瀬 はい、そうです。

○村山委員長 協力準備調査が終わっていないので、これに類する文書がワーキングでは紹介されると、そういうことになりますか。はい、わかりました。

では、他いかがでしょうか。長谷川委員から。

○長谷川委員 今、村山委員長からあったように、ワーキンググループでは今の段階ではドラフトファイナルレポートまでいっていないんで、それに類するものがワーキンググループに示されると、そのワーキンググループというのはこの1月6日に行われるワーキンググループということですかね。そうすると1月6日のワーキンググループは環境レビュー、プラス、ドラフトファイナルレポートのその確認というか審査というか、その辺も含めて2つのことをやるということですかね。

○長瀬 1月6日のものにつきましては環境レビュー、この今、大村から説明のあったThe Projectのところの環境レビューという形になります。

○日比委員 今の続きなんですが、ということはその環境レビューに当たって、そのThe Project部分のDFRが事前に出てくる、というのは、皆さんもおっしゃっていることなんですけれども、通常であればそのDFRの審査があって、環境レビューがあるという理解なので、ここがその……わかるんですが、そのプロセスの順序のところがちょっとよくわからないんですけれども。

○長瀬 ちょっとすみません、説明がわかりにくくて。要は、そのThe ProjectのところのDFRに相当するものが出てくるというものでございます。全体のところの協力準備調査は終わりませんけれど、ということです。

○日比委員 そうすると、長谷川委員もおっしゃったんですけれども、これはDFRのレビュー。審査と、環境レビューの両方が必要になるということですか。

○長瀬 すみません、ちょっと説明をはしょってしまった、このThe Projectのところについては順番としてはDFRに相当するものの助言をいただいて、それでそのまま環境レビューのほうへいけるのであればそのままいきたいということでございます。

○日比委員 とすると、この1月6日は環境レビューではなくてDFRの助言ワーキングのほうがプロセス的にはしっくり整合がとれるかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○長瀬 はい、記載は確かにこの環境レビューというふうになっております。すみません。実態としてはこの全体のマロロスからFTIまでの協力準備調査をまだ続いておりますので、そういった意味ではここ、The Projectのところを切り出して環境レビューというふうにしておりますけれども、その段階ではもう言ってみればこの部分のところのDFRの助言をいただくという形になります。

○村山委員長 多分こういう例は初めてですよね。私は記憶にないんですが、その場合、DFRまで至る手続については、ガイドライン上この区間に関する手続は全て行われるという理解でよろしいですか。例えば情報公開や説明会等。よろしいですか。

○大村 それに相当するものを行うという整理です。

○村山委員長 わかりました。満田委員からお声がありました、他にも手が挙がっていますが、よろしいですか。

では、満田委員、先に。

○満田委員 環境ガイドラインのその12ページの3の2の1の環境レビューというところの3番ですね。協力準備調査を実施したプロジェクトについては、カテゴリAプロジェクトについては必ず、カテゴリBプロジェクトについては必要に応じて、環境レビュー前に最終報告書もしくはそれに相当する文書についてウェブサイト上で公開するという一応になっているんですね。

それから、協力準備調査についても一応その10ページから11ページにかけていろいろ手続面が記載されているわけなんですけど、これはその協力準備調査という名前がついているからには、ここら辺はクリアされていなければならないんじゃないかと思うんですが、どうなんだろうということですよ。

○長瀬 一つ説明不足だった点があるかもしれませんが、確かに今、大村が申し上げた通り、ここの区間については言ってみればDFRができてきて、それでそれに相応する形で手続をとらせていただくという形になります。これはもう個人的な感想ではありますが、もしかしたらこの2つの区間を全く別の調査にしたほうがよかったのかもしれませんが、結果的にそうはなっていない。そういった中できちんとガイドラインに沿うような形で手続が進められるように頑張っているということでございます。

○村山委員長 他の方、作本副委員長。

○作本副委員長 今の議論とはちょっと別なんですけれども、このノースレール事業というのは前にDFRの検討でやっぱり出てきたんですが、ここで最高裁の契約無効というのは何の契約なり、融資契約全体だということになるんでしょうけれども、この無効を宣言されて事業は中止になったとあるんですが、その前にアセスの関係ではこれがもう既にクリアランスが出ていると、そうするとアセスで移転した2万世帯はそのまま有効なままになっているわけですね。その上で今回700世帯ぐらいの人をまた新たに移転させようと、そういうような計画になるかと思うんですけれども、これは最高裁はどこまでの範囲が、契約とは言っておられますけれども無効だと宣言されたのでしょうか。

○大村 最高裁の判決文を入手しているわけではないので、その細かいところは不明ですけれども、実施機関からの説明によれば、ノースレール事業には中国のコントラクターがいるんですけれども、そこでの契約が無効になったと、つまり建設契約が無効になったというふうな説明を受けております。

それから、先ほどの2万世帯と700世帯という中で、700の内訳の部分で相当程度の数は、車両基地をきちんと整備したほうがいいであろうと整理するとこのぐらいの規模が必要ということで住民移転も増えておりますので、そこはあわせてサブリメントの調査をすることによって、この協力準備調査の中できちんとしたケアができるかと

いうことは確認していこうというふうに今やっております。

それから、2万世帯とのギャップのことをご指摘ですね。

○作本副委員長 ええ、そうです。

○大村 その部分についても可能な限りどこまで追えるかという部分はありますけれども、そういったインタビュー調査その他を通じて、より差がないような形でやっていけないかということを今模索しているところでございます。

○作本副委員長 ありがとうございます。先ほど平山委員からご質問のあったこととかかわっているんですが、やっぱり中国がこれだけ大量の住民移転を実施しておいて、それで今回JICAさんが事業を行うに当たってはかなり規模の小さいと言えるかどうかわかりませんけれども、この規模の住民移転であると、そのような場合にどのようにこの2万の部分、もうもちろん今調査されながらということを書かれているんですが、ただ今コントラクトとの契約が無効だと宣言されたんですが、何でここでECCの部分だけが有効のまま残っているのか、よくわからないんですね。移転させちゃったものはもう仕方ないという考え方に、フィリピン側は立っているんでしょうか。

○大村 そもそも実施機関はDOTCと呼ばれる運輸通信省でございますと、それが今まで彼らの傘下にあるノースレールという会社にプロジェクトを投げていたというのが、今回新たな実施機関でやっていくと、この日本とのプロジェクトということをやっていきますけれども、こちらの事業そのものがこちらと同じですよということで、その中で過去整理してきたもう整理済みの状況もありますので、そこも含めて承認しているということではあります。

ただ、そこにどれぐらいギャップ云々を考えるとという話は、まさに我々の持っている環境ガイドラインの中でどれだけ配慮できるかということだと思っておりますので、フィリピン側はそれでいいという整理にはなっているんですけども、我々としてはもちろんやれることをさらにやっていったほうがよろしかろうということで、今その準備といいますか調査をしているという、そんな状況でございます。

○作本副委員長 ありがとうございます。恐らくこれからステークホルダーミーティング等、もう既に実際は全体でやったり、いろいろ前にも聞いておりますけれども、その場合にもこの2万世帯の人からの意見も聴取しながら進めるのかどうか。そういう個別具体的なことになったらまた慎重にご検討いただきたいと。私のほうからの質問はそれで。

○大村 承知しました。

○村山委員長 少し先に平山委員から手が挙がりました。

○平山委員 私がお伺いしたかったことは作本委員からかなり聞いていただきまして、ただ1つつけ加えていただきたい情報は、3ポツ目のノースレール事業ですけれども、その後調達手続に問題があったため2010年3月から事業が凍結とあるのですが、これは何の調達だったのでしょうか。

○大村 そのあたりの細かい開示がないので、現時点で、やはりいろいろあるんだろうと思うんですけれども、恐らくはコントラクターの選び方とかそういった話なのかもしれませんけれども、詳しい開示がありません。

○平山委員 ありがとうございます。すみません。

○大村 もちろん、聞ける範囲でどんどん聞いていこうと思っておりますし、公にしたいことなのかどうかも含めてよくわからないところもあるので、そこは慎重に情報を取り扱いながらフィードバックをできる限りさせていただきたいと思っております。

○長谷川委員 よろしいでしょうか。

ちょっと先ほどの満田委員の話に戻りたいんですが、ガイドラインの12ページですね、満田委員がご指摘なさった3の2の3の1の4番のところですが、ちょっと私何度もこれ、どう解釈するのか、読んでみて、これ読むとやっぱり先ほどのJICAさんがこれから手続的にやろうかとしているのが、無理があるんじゃないかなという気がちょっとしまして。

というのは、やはり最終報告書あるいはそれに類する文書が出てきた場合、それをウェブサイトで公開してから環境レビューに取りかかるというふうな順番になっていますから。例えば次のワーキンググループで何をやるかといったら、この最終報告書に相当する文書について何か助言をして、その後によければウェブサイトで公開して、その次にまたワーキンググループは環境レビュー用に新たにやると、こういう流れでないとこの3番に沿って正確にやるとすると難しいのかなという感じがしたんですが。

○長瀬 ちょっと説明がわかりにくい点をご容赦いただければと思います。最終報告書もしくはそれに準ずるものでございます。それがこのThe Project、先ほど来あるこの部分についてできてまいります。なので、その部分については他の環境関連文書とともに必要な手続は環境レビュー前にとらせていただくという形になります。

協力準備調査全体をとってみると、確かに全体のDFRというものはこのタイミングでは仕上がっていないかもしれませんが、このThe Projectの部分についてはきちんと切り出せて、そういう手続を全て進ませていただくというふうに考えております。

○村山委員長 短くお願いします。

○日比委員 引き続きこの点なんですが、環境レビューあるいはその事業自体が必ずしもJICAさんが協力準備調査を行った事業全てではないということが、多分もともとのこの協力準備調査、DFRに準ずるといえるのはそういう意味だというふうに理解するんですが、ただ、JICAさんが協力準備調査をやった場合、そこに準ずるところはできるとおっしゃってはいるんですけれども、やっぱりそのデュープロセスということを考えるとそこをしっかりと、そのドラフトファイナルとしての文書を整えて、それを助言委員会というものの観点からいけば、それをまずちゃんとDFRに審査助言した上

で次のプロセスに進まないと、この案件じゃなくて今後他の案件でも、要はある意味抜け穴になりかねないですよ。別にそれをそうするだろうという意味ではなくて、やっぱり外部から見た場合にそういう抜け穴があることを見せるのはよくないというふうに思わざるを得ないです。

これは今日の、私これ以前にもこういうケースがある場合にはそのDFRの確定があって、同じ日にすぐ環境レビューのという場合があって、私これ何度も申し上げて、ここもやっぱりデュープロセス的におかしいのではないかと。ひょっとしたら私の理解がちょっと間違っていて、余りそこ実は関係ないのかというふうにさえ思えるんですね。協力準備調査と環境レビューが。そうではないはずであって、やはりこのそのデュープロセスをしっかりとやるべきだというふうに思わざるを得ないです。

○村山委員長 少し時間が過ぎたんですが、私が考えるにその実質的な議論というか手続と、それから形式的な手続、両方ある気がしてですね。実質的にはご提案があったような形でやれる可能性はあるかなと思います。

つまり、2つの区間が一緒の形で協力準備調査になっていますが、本当はここで分けてThe Projectと呼ばれるフェーズ1だけのDFRをまず出していただいて、それについてワーキングで議論し、その上で恐らく事実上は同じ日にレビューの議論もして進めるということはあるかもしれません。ただしその場合、情報公開等は全てガイドラインと同じ手続でやっていただく必要があるのでDFR相当の文書も公開していただくということは必要だと思うんですね。

これはただ、実質的な手続ということで、恐らくフェーズ1を先に進めたいという何らかの理由がおりなんでしょうから、それはそうだと思うんですが、形式上は皆さんと同じで、私もガイドラインとしては協力準備調査が終わってからレビューに入るということになっていると思うんですね。なので、ガイドラインとの整合性については一度検討していただいて、1月6日に実施するかどうかを示していただいたほうがいいかなと思います。

もし、協力準備調査を分けられないということであれば、その実質のほうで進めることのデュープロセスとして、日比委員がおっしゃった形が本当にとれるかどうか、そこを明確にさせていただきたいと思います。

○大村 私のご説明が足りなかった部分があると思うんですけれども、赤い実線のところは全くの新線建設です。黄色の内側が緑の線があるんですけれども、フィリピン・ナショナル・レールウェイと呼ばれる国鉄が走っているオペレーションなりがあるところでございます。そういう意味で本来はおっしゃる通り2つ、赤と黄色を別々の協力準備調査に仕立ててやるべきだったところを、実施機関も同じですし先方も強い希望がありましたので、まとめて形としては協力準備調査ということでやらせていただいた経緯があります。

その意味で、最初の入り口のところで私がここをきちんと2つに分けていれば、より

クリアだったと思うんですけども、そういった事情があり、何を言いたかったかという実際に線路が走っているところにさらにまたどういう線をつくるかというのは、やはりより配慮が必要になってくるといいですか、そもそもその線をどうするんだかといういろんな話が出てきますので、その部分のあたりが実はこの差にありますということを、冒頭きちんとお伝えするべきでした。申し訳ありませんでした。

○満田委員 すみません、1点だけなんです、その協力準備調査についても手続的なことがございまして、例えば8ページの2.7の環境社会配慮助言委員会のところの規定でも協力準備調査についてはカテゴリAの場合は環境社会配慮委員面での助言を行いというようなことになっているんですね。ですから、いや、もちろんその協力準備調査をその2つのフェーズを一遍にやること自体、私は別にいいんじゃないかと思っています、ただ、要は協力準備調査をやるからにはその助言委員会を何も助言しないで環境レビューでいきなり環境レビューの助言をするというのは、環境ガイドラインに即して言えばちょっと手続的には違うことになるということを、一言申し上げたいと思います。

○村山委員長 繰り返しになりますが、実質的には1月6日の議論というのはDFRに関する議論ですよ。ただ、形式上はレビューと書かざるを得ないんでしょうけれども、ただ、レビューと書いてしまうと満田委員がおっしゃるようにガイドラインには即さない、私も思います。その点、どうお考えになるかですね。

○長瀬 すみません、ちょっといろいろ説明が不足していた点が、申し訳ございません。あくまでもこの部分については村山委員長おっしゃるように、このThe Projectのところについて実質DFRが出てきて、それでその分についてガイドラインに定める手続を踏んだ上できちんと情報公開等もしつつ皆様の助言をいただくというのが、この1月6日のものです。

少し形式にとらわれ過ぎて、要はこの協力準備調査のDFRそのもの、全体のDFRそのものがこのタイミングでできてこないからということで環境レビューというような書き方をしてしまったわけなんですけれども、より実態に即した、環境ガイドラインに沿った記述をしたほうがよいということであるのであれば、こういう2つの非常に性格の異なるプロジェクトが一つにおさまっているものについては、この部分についてのDFRという言い方を今後はしていったほうが整理はつくのかもしれませんが。

○村山委員長 可能性として、表題は環境レビューをやめることは可能ですか。部分的なDFRを提出していただいて、実質上その日の別の時間に環境レビューの議論をすると、そういう可能性はありますか。

○長瀬 すみません、多分このタイミングで実際やっていることは同じかもしれませんが、もしそういう実質をとるといような言い方を進めていくのであれば、この段階では部分的DFRというんですか、ちょっとどういう言い方が契約上の文言とも照らして一番いいのかちょっとわかりませんけれども、それをやった上で43回の全体

会合で助言案を確定していただいて、それが環境レビューの方針につながっていくというような言い方になるのかもしれませんが。

○村山委員長 そちらが可能であれば、そのほうがガイドライン上は、まだ適合しているかなと思います。完全ではないと思うんですけども。

○日比委員 今、全体会合四十何回で確定とおっしゃいましたか。

○長瀬 43回というふうに考えておりますが。

○日比委員 1週間もないんですけども、というのが、多分これ決まりはないのかもしれないですけども十分な議論の、特に今回6日、人数も少ない委員の先生方になって、ちょっとそれで十分助言案がまとまるのかという、先ほどとはまた別の議論にはなるんですけども、ちょっと気になる点です。

○長瀬 人数のところはちょっと後ほどのスケジュール調整なんかのところで議論させていただこうと思いましたが、可及的に速やかに助言をまとめていただくという趣旨でそういうふうに考えております。

○村山委員長 次回で確定するかはまた別の話だというふうに理解していただいて、できる限りそうしたいけれども、確かにおっしゃるように4日というのは非常に厳しい状況だと思います。これはまた別途、ワーキングの状況次第だと思いますので、そこはまた議論をしていただきたいと思います。

では、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。では3件目については、これで終わらせていただきます。

○大村 ありがとうございます。

○村山委員長 では、今の件も含めて日程について確認をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○柿岡 それでは別紙1をご覧いただきたいと思います。まず12月でございます。12月20日、12月27日とございますが、こちら今のところ12月27日についてはこの備考欄にも書いておりますけれども全体会合の協議により決定ということですので、後ほどまた再確認させていただきたいと思っております。

1月につきましては、今ちょうど話題となったものでございますけれども、1月6日、年明け早々ということで大変恐縮ではございますけれども、今のところ3名の委員となっておりますので、もしご都合がよろしければ、どなたかご都合のいい方いらっしゃいませんか。

では、作本副委員長、お願いいたします。

○作本副委員長 はい。

○柿岡 その他、1月、今のところ1月24日3名の会議がございますが、こちらご都合のよろしい方いらっしゃいますでしょうか。

○日比委員 24日、大丈夫です。

○柿岡 では日比委員、お願いいたします。

その他の今、丸のついているところも含めまして、ご都合が悪いもしくは調整が必要だというのはございますか。

平山委員、お願いいたします。

○平山委員 1月17日、ちょっと都合が悪いので×でお願いします。

○柿岡 はい。では1月17日、平山委員が不都合ということになります。他、ございますか。

岡山委員お願いします。

○岡山委員 すみません、私も1月17日がちょっと都合が悪いんですが。

○柿岡 では、1月17日、今のところ作本副委員長、田中副委員長、2名となっておりますが、どなたかご都合のよろしい方いらっしゃいますでしょうか。

○村山委員長 私はオーケーです。

○柿岡 よろしいですか、では村山委員長お願いいたします。あと1名、ご都合のよろしい方いらっしゃいますでしょうか。

一応、本日欠席されている委員も含めて、また確認させていただきたいと思います。

その他、1月他にございますか。

○日比委員 先ほどのフィリピンの件の6日の件なんですけれども、一つは、お正月休みを挟む関係で、いつ頃資料等をいただけるのかというのが一つなのと。それから、やっぱり私どうしても気になるんですね、先ほど来のところ。そこをやっぱりもう一度整理していただいた上でどういう形でこの6日にかける、かけないというのをちょっとご説明をいただける、今日なのか、後ほどメールなのかでもいいんですけれども。

その上で、ちょっとこれ私自身として、これに出るか判断させていただきたいなというふうに思っております。これはちょっとこの助言委員会のプロセス上、そういうことを言っているのかどうかちょっとわからないんですけれども、随分、そもそもここでこの環境レビューになるのか部分DFRの助言なのかというのはあると思うんですけれども、ちょっとそこを整理していただきたいなというふうをお願いしたいと思います。

○村山委員長 今の点は少し議論の整理が必要だと思うので、休憩の後でお話しただくほうがいいかなと思うんですが、よろしいですか。

ですので、それを受けて日比委員がここに参加されるかどうか、検討いただきたいと思います。

○柿岡 ご指摘ありがとうございます。まず資料につきましては今のところ12月11日資料送付予定となっております。2点目についてはまた別途ということで、申し訳ございません。時間を変えてということをお願いいたします。

あわせて、すみません、先ほどの続きでありますけれども、1月その他なければ、2月のご都合を確認したいと思います。2月で不都合もしくは変更のご都合があればお願いいたします。はい、では日比委員、お願いします。

○日比委員 すみません、17がちょっとだめなんですけれども、28に振りかえていただければと思います。

○柿岡 2月28日ですね。

○日比委員 はい。

○柿岡 清水谷委員、お願いします。

○清水谷委員 私も2月17日がだめで、できれば2月7日。

○柿岡 2月7日ですね。

○清水谷委員 はい。

○柿岡 その他ございますでしょうか。

では、今2月17日お二人委員が欠席ということでありますので、またこちらについては次回調整させていただきます。現時点では不都合な方を調整させていただくということで、このワーキンググループの日程表については確認を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○村山委員長 ありがとうございます。それでは少し休憩を挟ませていただいて、助言案の確定と、それから先ほどの少し残っておりますのでフィリピンの案件、少し最初に議論させていただきたいと思います。

では、5分程度休憩させていただきます。

(休 憩)

○村山委員長 それでは、そろそろ再開をさせていただきたいと思います。

では、最初に先ほどのフィリピンのワーキンググループの扱いについてですが、よろしいでしょうか。

○長瀬 すみません、今、結論ちょっと申し上げるのできないんですけど、1月6日の件につきましては、どういうふうに整理するかも含めて、ちょっとまた大至急メールで皆様にご連絡させていただきたいと思いますので、すみません、日比委員しばらくお待ちください。よろしくお願いいたします。

以上です。

○村山委員長 では、その連絡を待って日比委員参加されるかどうかを決めるということになりますかね。

○日比委員 はい。

○村山委員長 そうすると、もうお一人ぐらい加わっていただいいておいたほうがいいですか。日比委員はもう、参加していただくということを前提に議論していいですか。はい。

では、松下委員。松下委員、加わっていただけるということです。よろしくお願いいたします。

○柿岡 ありがとうございます。では1月6日、作本副委員長、松下委員、お二人が追加ということで、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○村山委員長 では、よろしくお願いいたします。

では、議事のほうを進めさせていただきます。

4番のワーキンググループ会合報告及び助言文書確定ということで、今日は4件、少し量がありますので全体一つ一つご紹介いただくというよりは、概要をかいつまんでご紹介いただくという形のほうがよいかと思います。

最初がネパールの水力発電所マスタープラン調査、ドラフトファイナルレポートに対する答申案ということで、こちら主査を松下委員にお願いをしております。ご説明よろしくお願いいたします。

○松下委員 それでは報告いたします。このプロジェクトはネパールにおける貯水式水力発電所マスタープランの調査ということですが、背景としましてはネパールは現在でも9割以上を水力発電に依存しております。その大部分が流れ込み式水力であるということで、乾季に電力不足が生じるということから、今後増大する電力需要に対応して貯水式水力発電設備の建設が求められると、そういう観点から調査を行ったものであります。

そういう背景がありますので、議論の中心は貯水式電力発電所というものがどの程度環境影響があり、それがどの程度正当化されるかというような議論が大分ありました。

答申案のほうに入りますと、全体的事項で、まずそもそも電力需要が増えていくわけではありますが、それに対して省エネであるとか、あるいはデマンド・マネジメントとかピークシフトとか、そういったことも検討すべきであると、それが第1点であります。

それから、メガ・ソーラーが例えば建設できないということの理由について、きちんと述べるべきであるとか、それから水力発電所が社会に与える影響についてEIAの中で確認すべきことと。それから乾季における電力供給の不足を、他の近隣諸国でも同様の問題があるはずなのでそれについて言及することとか。

それから、5番が一番議論があったところではありますが、当初申し上げた通り貯水式水力発電所の建設は大規模開発であり、社会とか自然環境に大きい影響を及ぼします。これまでも世界的には大規模貯水式ダムに関する議論が展開されておりますので、そういったことを考慮して全国規模で貯水式発電をすることによる便益が社会の変容とか自然環境への影響によるコストを超えることについて、正当性と適切性について述べることと。それから、補償方法等々についても明確に記述することと、そういった点を助言をしております。

それから、スコーピングマトリックスについての経済・社会状況調査をFS段階で詳細に実施する方針を明らかにすることと。

それから環境配慮につきましては、先ほどの議論と関連しますが、貯水式水力発電が流れ込み水力発電に比べて個々の発電所の影響が大きいという内容について詳細に

記述をすべきであると。その上で貯水式発電所を選択した理由を述べるということになります。

社会配慮につきましては、労働環境に関する法律の遵守、労働災害に向けた措置、安全衛生計画の策定等々につきまして、FS段階で検討することと。住民移転に対する補償や制度的枠組みについてもDFRに記載することと。それから水力発電がコミュニティに与える影響についてもEIAで確認すべき事項を最終報告書に記載することと。それから、有望プロジェクトの選定における評価基準の中で世帯への影響、優先順位づけの合理的な理由を記載することと。さらに少数民族に関する名称、規模等に関するデータを示して、調査実施の制約についてもDFRに記載することといったこととなります。

それから、ステークホルダー協議・情報公開につきましては、非識字女性やマイノリティに対する配慮について記載をすること。それから、ステークホルダーミーティングにおける意見を引用する際には回答者の属性を記載することと。それから、特に山岳地域におけるステークホルダー協議のコミュニケーションにおいて制約がある場合には、DFRに記載をすることと。

その他であります、国際河川利用に伴う流域間取り決めなどについて、これをDFRに記載することと。それから、本調査で選定した3つの累積的影響につきましては、FS以降のEIAにおいてスコーピングマトリックスに含めることを提案することと。それから、FS以降のEIAで貯水池の水質汚濁を評価項目に加えることと。発電、灌漑、環境保全を主業務とする複数の省庁間での調整を積極的に提案することと。最後に、全国を対象とした規模である水力開発に相応する人材育成案を提示すること。

以上であります。

○村山委員長 ありがとうございます。それでは、お気づきの点がありましたらお願いいたします。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 どうもありがとうございました。全体事項の5番目ですね、この下から4行目、3行目、便益とそれからコストについて、その比較、正当性、適切性を述べよというのはなかなか悩ましいというか難しそうなことなんですが、JICAさんのこれに対する見通しとしては、どんなことがワーキンググループでは示されたんですかね。

○村山委員長 担当部の方いらっしゃるでしょうか。もしいらっしゃればお答えいただければと思います。

○小早川 産業開発・公共政策部の小早川と申します。ワーキンググループでは助言をご検討いただき、ありがとうございました。いろいろご意見いただいたところでして、確かに5番のところは非常に難しいといいますが、本当に定量的に比較をしていくというのはかなり難しいところがございます。この点を踏まえ、ワーキンググループでは、次の点を報告書に記載することとかができようかということでご説明をし

ています。ネパールという国における社会経済状況が厳しい中で、停電も14時間、16時間起こっていて、なおかつ、代替電源というところで火力とか通常他の国で使っている電源が厳しいので、どうしても水力、流れ込み式と貯水池式のコンビネーションで考えていく必要があるという点。このため、ネパールの厳しい状況を打開していく中で、貯水池式の開発というのはやむを得ないという点。特にその社会環境、自然環境というところに影響を及ぼすというのは理解した上で、そこに可能な限り影響が及ばない形でいろいろ留意しながら開発をしていかなければならないという点。

本件をもし仮に進めていく場合のJICAとしての留意点というところを記載させていただく、特に調査の報告書の冒頭で、冒頭に近いところで記載させていただくのかねというお話をしつつ、貯水池式ありきで調査をやるのではないですよということは何度もいただいているので、なるべくそこは全体の報告書を俯瞰する形で、全体的なところを記載させていただくということで、いかがでしょうかというご説明をワーキンググループのときはさせていただいた次第でございます。

○村山委員長 よろしいですか。

主査のほうから、はい。

○松下委員 ワーキンググループの委員からは、やはり大規模貯水ダムが及ぼす影響について非常に懸念が出されまして、しかしネパール国における現状といたしますか背景についてはよく理解できるところもあるということで、しかし、社会に対してJICAの報告書として出の際にはきちんとそういった議論も踏まえて説明ができるような、そういう内容にしていだきたいと、そういう趣旨でこういう意見を出した背景があります。

○村山委員長 よろしいでしょうか。はい。

では、他に、高橋委員。

○高橋委員 この助言案の16番、17番に関連をする話でちょっとお伺いをしたいんですが、ネパールという国の位置などから、こういう貯水式の発電所をつくりますと当然この下流域にいろいろな影響が出てくる可能性があるわけです。これは生態系への影響、あるいはその水利用という影響ですね。

その中で、特に国外、下流のインドとかあるいはバングラデシュとか、そういった国々に影響があるのかないのかは、今回は個別の話ではありませんから具体的なところはまだ確定はしていないと思いますけれども、このワーキングの中でそういった国外の影響についてどの程度議論があったのか、そして、そもそもJICAのこの案件として、これは地球温暖化と同様かとは思いますが、国外への影響についてどの程度配慮する必要が出てくるのか。それについてお伺いしたいと思います。

○作本副委員長 すみません、今のご質問ありがとうございます。以前、こちらで担当させていただいた、確かバングラデシュのケースでこういう取り決めがあるというような話を聞いております。今回この水利用、汚染とありますけれども、単に環境の

汚染だけじゃなくて水をどっちかが大量に使ってというかとってしまえば下流域では水が足らなくなってしまう、まさに国家間をまたがるような大きな問題が起こり得る可能性があります。

ということで、ここでは少なくともネパールといえ下流域の別の国があるという前提になっているわけですから、必ずそこで取り決めがせめてあるのかどうかというぐらいは確認しておいてくださいという、そういう趣旨から出ているものです。もし、これが全くない状態でこういうことが事業を展開するとすると、これはむしろいろんな問題を今度引き起こす可能性があるというふうに私は思います。ですから、まず、とにかくこの段階ではわからないことも多いんですけども、取り決めの有無ぐらいはきちんと調べて、何が定まっているかぐらいは見てくださいというお願いです。

以上です。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

○高橋委員 2番目のほうはちょっとお答えは難しいかとは思いますが、やはりここでも下流域の国々に影響が非常に及ぶということが、もし個別の事業等ではつきりするような場合には、その国の国内での影響は少なくとも国外への影響がある場合には、JICAとしてはこれは援助について考え直すというようなこともあり得るんじゃないでしょうか。

○村山委員長 これは、この案件に限らずということですね。一般論として。

○高橋委員 そうということになりますが、特にこの案件ではそういう可能性もなきにしもあらずという、可能性が非常に高いということでお伺いした。

○村山委員長 わかりました。今の時点で何か、お答えいただくことがありますか。

○升本 この案件について必ずしも良く存じているわけではないですが、一般論として少なくともその国境をまたいで大きな影響がある場合には、当然その影響を受ける国の状況も勘案して決めざるを得ないと思いますし、それが非常に大きな問題を生じようでしたら、その案件の是非についても当然考慮しなければいけないというふうに思っています。

○高橋委員 どうもありがとうございました。

○村山委員長 よろしいですか、はい。

○田中副委員長 大きな点、2点ありますが、一つはこれ1番目の1項目で省エネであるとかデマンド・マネジメントとかありまして、この国のエネルギー政策全般に関するような提言がこのレポートの射程に入っているかどうか、これ確認をさせていただきますということ。指摘することは全然僕は構わないと思いますが、あくまでこれは貯水式水力発電所マスタープラン作成調査ということなので、そこまで射程が入っているかどうか。これが1点確認です。

それから2点目はやはり5番、先ほど長谷川委員からもご指摘がありましたが、貯水式発電を導入することの便益と、それから自然環境のそういう消失によるコストです

ね。便益とコストをこれ超えること、あるいはそういう、いわば経済コスト比較をしているというようにこれ読めるんですが、あるいはそういうことをすることについての正当性とか適切性について述べると、言及しなさいと、こういう指摘に読めますが、なかなかその点は難しいと思うんですが。

その正当性とか適切性ということが、指摘ができるんだろうか。あるいは何を持って正当だと言うかって、なかなかこれ微妙だと思うんですが、この点について、ワーキングとしての求めている見解といいますか、その正当性ということとはどんなことを含意して求めたのか。このことについて教えてくださいということです。

以上です。

○松下委員 第1点目であります。報告書の中にも電源開発計画の策定という章がありまして、水力発電に限らず化石燃料を使った電力であるとか、あるいは再生可能エネルギーの発電の可能性、そういったことも議論しております。それで電源開発のシナリオをつくっていて、これから現状においても既に計画停電の状況が起きていることとか、それから今後需要が増えていることとか、そういったことを想定しているわけです。

そうすると、需要が単に増えるということに対して対応するだけでなく、需要自体を管理するという発想が特に先進国では最近とられているので、そういった考えた方を最初から導入してはどうかという趣旨の提案です。

しかし、実態はまだネパールの場合は1人当たり電力使用量等は限られていますので、省エネであるとか、あるいはピークシフトとか、そういった可能性は非常に小さいという説明はいただいております。しかし、できるだけ早い段階からこういった発想を取り入れていただきたいと、そういう趣旨で1番目の助言を提案した背景があります。

それから、5番目についてもご指摘の通り大変難しいことはわかっておりますが、現在の利用できる最新の知見をできるだけ活用して、それで便益、いろんな形でですね。その、経済性についてはいろいろ計算されておりますが、その、確かに自然環境への影響であるとか住民に与える社会的影響をいわゆる経済評価することは、まだ方法論的にも十分確立されていない段階ではありますが、そういうことも一応前提としながらも、やはりネパールという国において今後の電力需要の増加であるとか、あるいは現状で既に16時間ぐらい場合によっては1日のうちで計画停電をせざるを得ないと、そういう状況もあると書かれていますので、そういう電力を供給していくためにも水力発電、とりわけ貯水式ダムの建設が必要であるということを、できる限り社会に向かって説明できる、そういう内容を準備していただきたいと、そういう趣旨であります。

ワーキンググループの委員が個別に評価方法を持っているというわけではございません。

○長谷川委員 短く、すみません。皆さん言うように難しいという、これはどこまでやるか。定量的にやればいいというもんじゃないと思うんですけども、ただ、そろそろという気がします。JICAさんもそろそろ環境経済評価を取り入れてもいい時期かなと。

ガイドラインそもそもできたときには、この辺のやり方というものも運用の研究報告書の中に入っておりますし、それから国土交通省なんかもハッ場ダムつくったり高速道路つくったときに、今までは外部経済に置かれていたものも便益や費用にして比較してB/Cがどうだということをどんどん言うようになっていきますからね。そろそろJICAさんの案件でもワールドバンクやアジア開発銀行がもう踏み出していますから、やられてもいいのかなと。

基礎はもうあるわけですね。経済評価、費用便益分析は専門家が入ってやられている。それから環境アセスメントもやられている。この両者がリンクすれば、信頼性は別にしても方法は目の前にあると思うんですね。

ですから、ガイドラインができてからもう何年ですか、3年、4年経ちました、そろそろ真剣にどこかで取り組んでもいいのかなという気がしています。こういうふうに助言委員会でも挙がったわけですから、だめなときはしょうがありませんけれども、ちょっと試み的には少しやられてもどうかな、そろそろいいかなという気はしました。以上です。

○村山委員長 では、他いかがでしょうか。大体よろしければ、特に答申案の文言について変更ということはなかったように思いますので、これで確定とさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。では、1件目はこれで終わらせていただきます。

2件目はカンボジアの国道5号線改修事業追加区間のスコーピング案に対する助言案ということです。主査を米田委員にお願いをしております。ご説明をお願いいたします。

○米田委員 カンボジア国道5号線の中央区間に追加して、追加区間というのができて、その追加区間のスコーピング案に対する助言です。

最初のページで助言案検討の経緯のところで、ちょっと事前に気づかなかったんですが、1点抜けているのが適用ガイドラインで、2010年のガイドラインの適用になります。

カンボジアの国道5号線はもう今までに何度も議論されてきた道路ですけども、プノンペンからタイの国境まで至る幹線道路で、それを区間に区切って、北と、それから次が南区間で、それから中央区間という区間に区切って道路の拡幅を中心とした改修事業ということになります。今回が最後の区間ということで、北区間からタイの国境に至る部分、約36キロの改修をするという事業です。

本来であれば北区間と一緒に調査等を行うべきであったものが、北区間の調査が終

わってしまった後に追加で要請が来たということで、中央区間と合体して、全然連続していないんですが、中央区間と合体して一つの事業ということで事業の名称は中央区間という形で、最終的にあわせてこの後ドラフトファイナルがまとめられるということになっています。

質問、コメント74件ありましたが、ワーキングで議論した結果、6点になりました。

助言案のほうに入りますが、全体事項として歩行者の安全性の向上について啓蒙活動の実施をするように提案すること。

それから2番目は、代替案の検討ですけれども、代替案の検討では、代替案は車線数の検討なんですけれども、交通容量や交通需要予測等の値を用いて有利点、不利点ができるだけ明確になるように記述すること。

それからスコーピングマトリックスについては、保護区に関して、この国道5号線は Tonle Sap Biosphere Reserveの南側をずっと沿って走っているということで、今までそちらの議論が中心だったんですが、今回はもうTonle Sap Biosphere Reserveよりもさらに北のほうになっていますが、この事業対象地域の南側に別にWildlife Sanctuaryがあるということで、そちらへの影響があるのかなのか、そこを書いてくださいという提言になっています。

それから、環境配慮については、道路周辺のごみ投棄問題についてマナー啓蒙や問題の対応の必要性を提案すること。

それから、社会配慮については交通弱者の安全確保について、これは対策そのものを講じることということ助言です。

それから、ステークホルダー協議・情報公開については、第1回目のステークホルダー協議が男性のみの参加であったということがありますので、次回以降は女性が半数以上になるように働きかけることという助言になっています。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。それでは、お気づきの点ありましたらお願いいたします。

○作本副委員長 ちょっと本当に字句のことで申し訳ないですが、社会配慮の5番目に交通弱者という言葉がありますが、ちょっと私も詳しくないんですが、こういう言葉は使われるんですか、一般的に。用語です。

それであともう一つは、括弧内に、歩行者はわかるんですけども自転車はそんなに普及しているのかなという、そういうちょっと素朴な質問です。

以上です。

○岡山委員 ありがとうございます。実はこのワーキンググループのときにも文言のちょっと定義を皆さんで確認をしました。従来的にはちょっと違う使われ方をしていたんですが、現在交通政策などにおいて、交通弱者といったときに、どちらですかということがあって、このカンボジアの案件に関しては非常に低速な道路使用者という

こと、かつ交通事故のときに一方的に被害を受けるほうという意味合いで、歩行者・自転車というふうに書かせていただきました。

カンボジアのこの道路に関しては、都市部とそうでない農村部ではその使用者のやっぱり内訳が大分違うんですけれども、農村部に関しては1にもあるように家畜などを連れた低速な人たち、及びリヤカーを引いた自転車などが考えられるということで、このように書かせていただきました。

○原嶋委員 簡単な質問で、この事業で非自発的な住民移転はあるのかなのかだけ、ちょっと教えていただけますか。

○村山委員長 担当部のほうで、おわかりでしたら。

○土橋 担当部経済基盤開発部の土橋と申します。非自発的な住民は移転が、概算で200名を超えるというふうに今、算出しております。

○村山委員長 それでは、他にいかがでしょうか。よろしいですか。

もし、ないようでしたらこれで、特に文言の修正はないと思いますので、助言として確定をさせていただきたいと思います。スコーピング案ですので、DFRの段階でまた議論する機会があると思います。ありがとうございました。

それでは3件目に移らせていただきます。

ミャンマーのティラワ経済特別区開発事業、環境レビューに対する助言案ということです。こちらは主査を長谷川委員にお願いしておりますので、ご説明をお願いいたします。

○長谷川委員 この案件はかねてより満田委員等が問題提起されておられたものです。1カ所ちょっと気づきませんでしたところがあって、この1ページのワーキンググループ会合を11月25日行ったのですが、これ金曜日じゃなくて月曜日ですね。訂正をお願いします。

この案件はそもそも民間セクターが海外投融資というふうな支援を受けて行っているものです。ですから、協力準備調査というものは特に行われなかったです。対象地域、経済特別区、SEZというのが2,400ヘクタール、ヤンゴン市の近郊にございますが、このうちの400ヘクタール、約6分の1に当たる地域をクラスAというふうな緊急性のある早期開発区域というふうに指定して、それが対象となっております開発事業です。

協力準備調査がありませんでしたけれども、日本、ミャンマーの民間企業の手で環境アセスメントが行われ、それから今審査中ということです。それから同時に住民移転計画書、RAPのほうも現在策定が進んでいるというふうなことで、それらももとにしながらワーキンググループを行わせていただきました。

いろんな問題があるようなことらしいんですけれども、JICAのほうも現状がどうなっているか、このガイドラインに沿った協議それから住民移転説明、住民説明というものをしっかりしなくちゃいけないということで、5名の日本人専門家を今年の5月から派遣して住民協議会等をやってきております。

助言案のほうですけれども、最初の全体的なものとして1番目に強制退去的なものがあつたんじゃないかというふうなことがあって、これの再発防止策をぜひ確認してほしい。それから、テナントが入る際に工場等の立地のときに環境アセスメントをきちんとやり、それを審査するところを確認してほしいということです。

スコーピングマトリックスの中では、住民移転関係の6項目について影響不明というふうな記載がございまして、これについてはしっかりと確認をしてほしいと、それから貧困、生計についてもやはりしっかりと確認してほしいというふうなことです。

環境配慮のほうですが、産業廃棄物それから排水というところで、これの責任のありか、役割分担を明確にする、それから環境管理体制も総合的なものをぜひ提案するように確認してほしいと。それから、7番目は産業廃棄物のことではありますが、最終処分場が現在あるんですが、そのキャパシティーが中長期的に大丈夫なのか、それも確認してほしいということです。

社会配慮ですが、農地の取得の意向について再度確認する。それから、生計手段のみの長期的生計手段ですけれども、農地の提供がなかなか難しいということなんですが、これも再度、本当にそうかどうか確認してほしいと。10番目の補償の根拠、それから算出方法の根拠、これもしっかりと確認、公表してほしいということです。11番目、これは農業あるいは日雇い労働というふうな違った形態での場合には、その後の対応も違ってきたりということもあるので、ベースラインデータをしっかりと確保、整理してほしいということです。それから、移転に際しまして職業訓練を施すことがあるんですが、移行期の補償支援というものをしっかりと検討してほしいということです。

13番目はモニタリングのことです。住民移転の手段中もそうなんですけれども、第三者も含めてモニタリングをしっかりとしてほしいということです。

それから14番目、過去に土地収用ということで補償から漏れた可能性があるということで、今回のクラスAという場所とどれほど整合性、重なっていたりするのかわかることも確認してほしいと。この文章の14番目の2行目の最後ですけれども、クラスAと重なる土地がないか、「か」ですね、「か」とちょっと入れてほしい、確認する。

それから、15番目は農業に関して水の供給について確認、それから16番目は漁業への影響があるかどうか、ここもしっかり確認してほしいということです。

17番目は、ここまで行われてきた協議・情報公開の中でしっかりと民主的にガイドラインに沿いながらやられてきたのかわかるかどうか、もしそういうことがなされなくて問題があったとすれば、それについての対応策等、ちゃんと住民との間で合意に至っているのか。ワーキンググループでさまざまな情報が出てきたんですけれども、そうである、そうでないという水かけ論のところが結構あって、現地に疎い私など委員などはその辺が判断し切れないというところがありますので、環境レビューの手段の中で現

地に行った際に政府側、住民側、両者の見解を冷静に分析して客観的な実情把握を行ってもらいたいという総論的な助言を最後に書かせてもらっております。

それから、ワーキンググループわずか1週間の中でこの文書を最終的にまとめさせてもらったものですから、なかなか議論十分にできなかった点とか、一つ一つの助言の根拠もいろいろあって、満田委員のほうから助言の一部というよりはそのガイドラインとの整合性でそのあたりの文章をつくっていただいております。今日の午前中に各委員に松本委員の名前も付して送られたということでございます。そういうふうなもう少し根拠的なものも満田委員から参考資料として出されていることをつけ加えさせていただきます。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。今お話がありましたように1週間で非常に短い時間の中でまとめていただいたということです。

では、お気づきの点があればお話をいただきたいと思います。今満田委員からのコメントというのもありましたので、それを先にやりますか。

○満田委員 ありがとうございます。私、大変、他の委員には申し訳なかったんですが、ワーキンググループの当日ちょっと大変やむにやまれぬ事情が生じてしまいまして欠席させていただきました。それは大変申し訳なかったと思っております。

その後メール審議に参加させていただきまして事前にそのワーキンググループの前に私として提出させていただいたもの、そのワーキンググループの状況をオブザーバー参加した土川のほうから概要を聞きまして、おおむねその皆さんと合意が得られそうなものについては助言案のほうに含めさせていただきました。

ただ、もし私がワーキンググループの中でしっかり皆さんと一緒に議論させていだければ、あるいは入れられたのかもしれないんですが、ちょっとそのガイドラインの整合性については、これはこれでなかなか他の委員としてもメール審議だけでそうだと思うかどうか自信がなかった面もありますので、別紙という形で助言案につけ加えさせてくださいという願いをしたんですが、これについては全体会で議論したほうがいいのかなと考えまして、参考資料としてというふうな主査からのお話もあったんですが、私としては端的に言えばちょっと自分としてはやはり今までこのティラワSEZ開発事業に関して物を申してきた立場として、あるいは現地と一緒にやっているNGOや住民の皆さんに対するその説明責任からも、ちょっとこのままの助言案ではちょっと自分としては足りないというふうに考えているため、別紙を準備させていただきました。

これ、ちょっとこのまま何もなしにペーパーがないまま議論するのはちょっと難しいので、私としてはこれ、この委員会の資料として配付して、長谷川主査もそういう趣旨だったと思うんですが、委員会の資料として配付していただくことを想定していたんですが、余り明確に書いていなかったために配られていなかったかもしれないん

ですが、お許しいただければ配付していただきたいと思います。

○村山委員長 配付は可能ですか、今。

○満田委員 では、ちょっと時間も余りないので趣旨だけ簡単にご説明させていただきます。

松本委員とも相談しまして連名という形で提出させていただきました。ガイドラインとの整合性に関する意見でございます。

まず1ポツなんですが、これはJICAさんはそういう、そうではないというふうにおっしゃっているわけなんですが、私たちが得ている住民からの情報によりますと、移転やその補償の合意文書の署名の強要や脅しが行われたと住民が感じているということです。あと、住民移転計画がファイナライズされないうちに補償について署名を求められたというふうに認識しております。

JICAさんの説明だと、これは最終的な補償合意ではなくて、補償の枠組みであるというご説明でした。ですので、この点については住民が誤解している可能性もあります。ただその住民はあくまで認識としてはこの署名というのは最終的な合意を求められていると思い込んで、中には頑強に抵抗している方もいらっしゃいます。こういう手続は移転住民の権利を守る上では適切とは言えず、非自発的住民移転計画の立案とか実施、モニタリングにその影響を受ける人たちの参加が得られていなければならないということには反しているおそれがあるんじゃないかということを指摘させていただいています。

2ポツなんですが、代替農地が供与されていないということです。それから、その職業訓練を行うということなんですが、スケジュールとか詳細が今の段階で決まっておられないということで、これではその生計を回復できるか、その蓋然性があるかどうかというのは不明ではないかということを指摘しています。

3ポツなんですが、再取得価格の根拠が公開されていないということを問うています。

4ポツ、EMPは公開されているそうなんですがEIAの全文のドラフトとか最終版というものが現地で公開されておらず住民が意見を言える状況になっていない。私たちが確認した時点です。これは環境ガイドラインの規定に反しているのではないかと。

5番、EIAのステークホルダーミーティングなんですが、そのEIAの附属文書を見る限り行政関係者やコンサルタントが主体で住民は1名ないし2名の参加ということで、意見も言えていないということです。これはEIAといいますか、ここで引用しているようなEIAの公開ですとかプロジェクトの早期の段階でのステークホルダーの協議ということに反しているのではないかとというのが5番目です。

6番目、これはちょっとテクニカルな問題かもしれないんですが、EIAは先行開発エリアというクラスAの地域のみ限定されるというのは、派生的二次的累積的不可分一体の事業の影響を含むとされているガイドラインの規定に反するのではないかと、そういった指摘です。

ちょっと語尾が不揃いだったり、余計な部分もあるかもしれませんが、以上を私たちの意見として提出させていただきます。

○村山委員長 今紹介していただいたような資料も出てきているということです。議論の順番として、満田委員のほうからは今いただいた意見というのは助言とは別に考えるになっているという理解でよろしいですか。

○満田委員 私は助言に含めていただきたいと思います。松本委員と私の連名という形で助言案に添付していただくことを希望しておりますが、もしその、ちょっと非常に難しく、私たちはこうやはりこのティラワという案件を今後見ていくに当たっても、助言委員会として助言を出すに当たって、ここら辺の指摘なしで助言を出すのは非常に助言委員会としてもよくないと思っているのと同時に、もう一つの点は、松本委員はちょっとよくわからないんですが、私としてはちょっとこれらの諸点なしの助言に自分が連名するのはためらいを覚えているという事情です。

○村山委員長 助言案そのものについても、この案では十分ではないと。

○満田委員 この助言案は助言案で、もちろん内容としては異存ないんですが、ただ、不足しているというふうに考えているんです。

○村山委員長 追加すべきということですか。

○満田委員 はい。ただ、この本文の中に含めることは他の委員の合意はすぐには得られないと思うので、松本委員と私との連名というような形でだったら、ひょっとしたらご了解を得られるのではないかと考えて、こういう形にさせていただいています。

○村山委員長 そうすると、今日長谷川主査からご説明いただいた助言案は、この形でもし委員会として了解が得られればこれで進める。ただし、今いただいたような意見を別紙としてつけるということのご提案ということで、よろしいでしょうか。はい、わかりました。

では、大きく2つの点があるんですが、まず助言案そのものについてお気づきの点があればいただきたいと思いますけれども、こちらのほうはいかがでしょう。

○作本副委員長 主査及び満田さん、どうもありがとうございます。私もこれだけのやはり社会的影響のある案件ですから、我々として慎重に考えるべきだと思っています。

今、ちょっとお言葉返すようなんですけれども、村山委員長から、先に助言案を検討してその後に満田さんと松本さんから出された文章についてということと言われたんですが、この別々だという考え方で追加されたものというならば今のよりよろしいかと思うんですが、ちょっと、特にこの1番の全体事項の1番なんですけれども、これは、求めたとある、とありますよね。いわゆる伝聞の形になっているわけなんですけれども、今回この投融資というんでしょうか、海外投融資が申し込まれる以前にもう既にこの問題は何らかの形で起こっていたということになると、そこをこれ引き継ぐものなのか、あるいは投融資の申し出があったからのことだけをここで扱うべきなのかと。

恐らく引き継ぐべきだと私は思っておりますけれども、その場合の認識方法といたしまして、やはり私はこの文言に表すかどうかは別といたしましても、人権侵害があったのかどうかということを、やはり感覚だけはきちんと押さえておきたいんですね。そういうことで、それをここに書いてくれとは言いませんよ、それはもう、こういう事業を我々やっているわけですから。ただ、求めたとあるというこういう伝聞の文章がこのあたりで、どのあたりの感触を示しているものなのか、いや、判断できなかったということならばそれでもいいんですけれども、ちょっと教えていただければありがたいと思います。

○長谷川委員 ワーキンググループのスタンス、私一人の考えかもしれませんが、主査としては、満田委員情報を信じないというわけじゃありませんけれども、我々他の委員は見たこともないんですね。これ、聞いたり、新聞かあるいは他のどこから聞いた、それからJICAさんのほうからもやはり同じ情報があって、真っ向から反対の情報になっておって、どちらが正しいというのはやはり判断がつかない。ですから、こういうふうな情報もありますよと、だからそのところをちゃんと確認してくださいというような、ストレートにはちょっと言えないかなということでこういう書きぶりになっているんですね。

我々、四、五人全員が現場に行ってみてきて、ああそうだなと確認できれば、満田さんを信じないということじゃないんですよ。ただ、そこを見ていない者としてはそこまで言い切ることがワーキンググループとしてはできないかなと思って、そんな表現が多くなっています。

ただ、この全体会合の中で、いや、断定調というか、それは事実だというふうな皆さんの合意でもう少しストレートな言い方の助言にしましょうというふうになれば、それはそれでしょうがないですけれども、ワーキンググループの私の考え、方針ではそういうふうに私は指摘したつもりです。

○原嶋委員 今、1番目の表現については、これについては全体会合で配付された資料があるんですね。パワーポイントありまして、その資料をもとにこういう表現をさせていただいております。これは全体会合で配られたものですね、これにある表現を使わせていただきました。

これ以上の事実関係については率直に言って、ワーキンググループは裁判所のようにその事実認定をすることができるような能力もありませんので、そこまで例えば満田先生がおっしゃったようなその事実が本当にあったかどうかということも含めて、そこまでちょっと介入できないというのが、この間3人おりましたけれども、一致したところであります。それ以上の事実認定を我々に課せられても、これはもう無理だというふうにしかお答えできないということです。

○作本副委員長 わかりました。どうもありがとうございます。

○村山委員長 他、いかがでしょうか。

○田中副委員長 この2番目の項目のことですが、ほとんどの環境配慮、供用開始後の、これは各テナントで対応すると、それぞれの各工場ごとにEIAについて実施することが恐らく想定されていて、それについての適切性についてのご指摘だと思います。その意味合いを、確認をさせてほしいんですが、このEIAというのはあれでしょうか、ミャンマー国の中におけるその法律に基づく手続が行われるということですかね。

それで、その各テナントというのはこれは単位としては何を指しているのかという、この意味のことを教えてください。

○原嶋委員 言葉の表現もこれ調査の報告書という言葉の表現を使わせていただいていますけれども、今回、工業団地というか全体の集合地のEIAを今やっているわけですが、あと、その後に個別に工場が入ってまいりますので、個々のその工場から排出されるものについては各工場単位でミャンマー国でつくられている、あるいは現在策定中のEIA法ないしその法規に準じてEIAが行われていくということなので、実際今回の調査でカバーしている範囲というのは、各テナントが排出するものについては余りカバーしていない部分があって、その個々に依存するということになります。しっかりとしたEIAをミャンマー国のルールに従って適切に行っていただくということにやや懸念がないわけではありませんので、しっかりその辺を確認していただきたいという趣旨です。

同じようなことは、例えばベトナムの工業団地のケースでもありまして、結局全体のEIAと個々のEIA、全体として環境管理がうまくいくような確認をしてほしいということの趣旨です。

○作本副委員長 今のお話ですけれども、ミャンマーでまだアセス法はできておりません。今、法案が動いているということですが、まだアセスに関しては環境基本法ができたばかりで、まだアセスに関しての法令その他は、まだ用意されていないと理解しております。

○原嶋委員 その点について、我々から質問して事業部さんから回答が出ていますので、今ご指摘のような状況、ほぼそういった状況にあると思いますので、もし詳細が確認していただければ質問、質疑を確認していただきたいと思います。

○村山委員長 よろしいでしょうか。今の点で何か補足がありますか。

○岡山委員 すみません、5番と7番の環境配慮、2番もそうなんですが、基本的に廃棄物及び排水の処理はそこの工業団地に入ってくるテナントごとに処理しなさいということになっているというふうに読めます。基本的には排出者責任ですからそれでいいんですけれども、例えば以前ベトナムであった工業団地の案件などのように、各工場一度下水道に例えばつなぐところまで浄化槽等で処理をしてから接続して、再度浄化してから流すというような施設であれば、ある意味安心なんです。これだけ見ているともう排水も廃棄物もそこにどんな工場が入ってくるかよくわからないんですけれども、各自自分でやりなさいと。

特に7番など、これ産廃だけじゃなくて恐らく一廃も入ると思うんですが、とにかく廃棄物に関して、例えばそこに入る工場によってはそれなりの有害物質等々出る可能性が高いと思います。それを既存の最終処分場にダンピングするというのは、キャパシティだけの問題ではなくてその処理の能力及び機能に関して結構ちょっと環境影響が懸念されるんですが、このあたりどうなっているのでしょうか。

○長谷川委員 そういう質問をワーキンググループのときにさせてもらいました。今のところ環境配慮ということで、EIAについてはドラフト中でありますけれども、入居者に関しては緩和策を含んだEIA的なところを提出することが義務づけられるというふうな回答があったものですから、これ以上の助言にはしなかったということです。ですから、廃棄物がどんなものが出てくるのかということも、その枠の中で責任を持ってちゃんと配慮していくというふうに理解をさせてもらいました。

7番は、もうちょっと大きなキャパシティというふうな点からの指摘だけをさせてもらったというふうなことです。

○岡山委員 まだ恐らく建設されていませんから、どのようなテナントがそこに来てどのような廃棄物が出るか予想がつかないから、そういうことということなのかもしれないんですが、であれば、この段階でどのような廃棄物が予測されるかを明らかにし、かつ、場合によってはその処理のための施設や処分場なども設置が必要だと考えられます。そこも検討することを提案したほうが親切ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○長谷川委員 なかなか難しい判断だと思うんですが、ワーキンググループでいろいろやりとりしている中では、その辺のことはまだ法律的なものはこれからの部分があることはあるんですが、ただ入居者に関してはテナント等についてはちゃんとそのところは義務を含んで廃棄物も含めてやっていくということが合意されているよということだったので、それ以上は突っ込みはしなかったんですね。親切か余計なお世話かわかりませんが、ワーキンググループとしてはそこでとどめておいたというふうな判断をさせてもらいました。

○村山委員長 よろしいですか。他にいかがでしょうか。

○田中副委員長 今のお話はこういことでしょうか。いわばその基盤整備を、この基盤整備というか要するに土地の改変をしたと、その上で上物というんですか、具体的に工場を建てるかということはその段階でもう一回、ここでいうEIAのような環境側面をきちんと調査をして必要な配慮を盛り込むんだと、その場合に2番に書いてあるようなそれぞれどういう審査をするとかかそういうことは大事なので、きちんとそこに適した方法なり処分方法なり、あるいは対応をとってくださいと、こういうことを項目を盛り込んだと。

今、岡山委員がおっしゃられたのは、むしろ、その発生予測される廃棄物であったり排水ですかね、汚水の状況を見て処分場や処理法まで踏み込んで提言したらどうで

すかということですが、だから上物利用が固まらないとなかなかそこが難しいんじゃないかというのがワーキングの審査の段階での御意見だと、そういうふうにご理解してよろしいでしょうか。

○長谷川委員 そういうことはありました、はい。

○村山委員長 よろしいでしょうか。他に、よろしいでしょうか。もし、ないようでしたら、助言案として今日出てきているものについては、この形で確定ということになります。

○満田委員 すみません、先ほど申し上げたように私としては、松本委員と連名させていただいたこの意見を別紙としてつけていただきたいと希望しているんですね。ちょっと、もしこれ単体で確定ということであれば、少なくとも私はちょっと、こんなにたくさんコメント加えていただいて大変気まずいところではあるんですが、ちょっとやはり、この案件について委員として加わるというのは非常にこう、ためらいを覚えているところなんです。

ですから、まず、この松本委員との意見というものが別紙になり得るかどうかということをご議論いただいてから、確定ということにさせていただきませんかでしょうか。

○村山委員長 わかりました。その点については次で議論しようと思っていたんですが、それも含めて一体として議論をしたいと思います。

今の助言案という形で長谷川主査からご紹介いただいたものについては、文言としてはほぼ確定をしたと思いますが、満田委員から出していただいた別紙の部分について、これを含めて助言とするかどうかということになります。

その点について、何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

○石田委員 内容をよく把握しているわけじゃないんですけども、形式としてですね、例えばウガンダの水力開発案件のときにもかなり長く議論をして、こういうふうに別紙を4つぐらい、3つぐらいつけたんですね。だから、そういうときのことを振り返ると、別紙をつけますということをまず最初に助言案の前に書く必要、ステップを踏んで、またワーキンググループの皆さんに考えていただくことが必要であるということと。

それからあと、よくわからないんですけども、もし満田委員が助言案の中身よりもむしろその今日出された1枚紙のほうを強調されて、そちらに主張が込められているのであれば、助言案の例えば満田委員が書かれているところは削って、満田委員は助言委員をワーキンググループの委員をやめますということを、どこかに書くのは結構すっきりするんじゃないかなというふうに、見ながら思いました。

以上です。

○田中副委員長 少し違和感を感じる点が2つありまして、一つはこの満田委員のペーパーが助言委員会の中で議論されて、他の谷本委員か長谷川主査も議論されて、そういう附属文書にする、あるいは別紙にするという扱いがなされたのかと、これが1点で

す。

それから、今日お出しいただいているその満田委員の1枚紙のほうです。これには松本委員のお名前も載っていきまして、松本委員はワーキング委員ではないんだけど助言委員会の委員ではあるわけですね。これどういう立場で、例えばその助言のまとめ方です。基本的には、今までの進め方は、ワーキンググループでまず案をつくり、それを全体委員会で確認し承認すると、そうすることで全体委員会としての文書になると、確かそういう手続だったものですから、少し違和感を感じます。その2点ですね。

まず1点目は、ワーキングの中で先に議論、ちゃんとしていただいたほうがよろしいんではないかということと、その場合に松本委員の役割をどう考えたらいいかと、その2点、感じました。

○長谷川委員 この別紙はワーキンググループ全員に、JICAの担当者の方も含めて事前に満田委員よりいただきました。それから、JICAさんのほうからのこの回答もいただいて、両方全員が見させてもらいました。

それで、できればそのワーキング当日に満田委員と一緒にこの中身を議論したかったんですが、不幸にもご欠席ということで、我々いる者だけで判断したときには、このコメントは他のこの委員と一緒にできるねとか、これはちょっと事実関係を我々知らないからこれはやはり満田委員に投げるべきだねと。それで、ほとんどが満田委員に投げるべきだね、になってしまったんですね。我々、裁判官じゃないんで判断しようがないんですよ。それを知っているのは満田委員が一番情報をお持ちですから。ですから改めて満田委員に助言にふさわしいものをこの中から選んでもらおうということで、選んでもらったのが今の助言の本体の中に入っています。

満田委員のほうは、判断されて、これはちょっと他の委員に助言として入れ込んだときには合意は得られないだろうということでさっきおっしゃっていましたが、それを別紙としてこう出されたわけですね。ですから、そういう意味では我々全然何の話もしなくて、別紙かそれとも本体かというふうに、話になったわけじゃありません。

私個人の意見ですけれども、恐らく満田委員とお話し合いをしても、満田委員が判断されたように私は多分助言として、別紙としてつけることも含めて、私はちょっと賛同はできかねるというものは、自分の思いとしてはあります。

私、見てもいいことをそうだなというふうに私は言えないので、ですから、かたいいながら、JICAさんの回答も含めながら、これはぜひ確認してほしいというものは幾らでも入れさせてもらったつもりですけども、言い切ってしまうと、だからこうだというふうなところは、どうも私はちょっと言えないかなと思って。ただ、満田委員もよくご存じだし、思いもあるだろうし、それは何かの書き物でやはり皆さんに読んでもらったほうがいいということで、こういう形であってもいいかな。ただし、全員の助言、そこにかかわった委員全員の総意としての助言としては、ちょっとふさわ

しくないんじゃないかなというふうに思っている次第です。

○原嶋委員 基本的には長谷川先生と同じで、あと個別でちょっと申し上げますと、満田先生、今いただいている資料の中で1番は特に実はその、先ほど申し上げたように事実関係の確認というのは我々の能力ではもう超えています。事業部さんからもいろんな事実関係のご報告をいただいています、我々としては一致している、何か簡単に言うと「藪の中」のような状態のこともあって判断しかねるということがありました。

そのうち、1、2、3、4はそうなんですけれども、特に5番目については、これは我々も問題意識がございましたので、今回の助言の中の17番、幾つかの過去に行われた住民協議あるいは個別協議が本当の意味でJICAのガイドラインの要求に従ったステークホルダーミーティングとなっているかということはきちんと確認していただきたいということで、5番の趣旨については17番の中に盛り込ませていただいています。

あと、6番についても、これも意見が実は対立をしております、一体のものかそうじゃないのかについては事業部のほうからも見解の説明がありまして、それなりのご説明をいただいております。結果として、隣接していますので事業部の説明によれば、ちゃんとしたそれなりの理由をつけて別だというふうに理解しているというご説明がありまして、それであれば別かもしれないけれども、全体として将来的には環境管理体制を整えてほしいということで、6番の助言に反映させていただいているということですので。ワーキンググループに実際に参加した人間から見れば事実関係がわからないという点と、この何か全てを無視しているということではなくて、我々なりの按配で反映させていただいているという点は強調させていただきたいというふうに思います。

○村山委員長 それから、既にもうこの書面はご覧になっていたということですが、田中副委員長が2点目に挙げられた松本委員の扱いについては、何か議論はありましたでしょうか。

○原嶋委員 松本委員の名前は当時なかったです。

○村山委員長 当時なかったということは、今日出てきたということによろしいですか。

○満田委員 はい。1人で出すのがちょっと心細かったというのもあるんですが、松本委員はご自分で何かペーパーをご用意しようという意図はあったようなんですが、ちょっと時間がなくて便乗させてくれということだったので、連名にしたということです。

経緯は今、長谷川主査と原嶋先生からご説明があった通りなんです、当初かなり長いコメント、たくさんのコメントを出させていただきまして、JICAさんからそのご回答も文書で得ておりました。ワーキンググループに出席できなかった、大変申し訳なかったんですが、傍聴していた土川から概要を聞いて、JICAさんのコメントも見て、すごいたくさんあったコメントはかなり自分の中では整理して、合意が得られそうな

ものはこの助言案に入れて、特にガイドラインとの整合性に関する、何とかすることでは終わらなさそうな指摘事項みたいなのは、こちらのペーパーに加えたというような整理をしたんですね。ですから、JICAさんのご回答は全然踏まえていないというわけではないということです。

それから、もう一つは、要はとりわけその議論になっていることについては、附帯意見みたいな形で今までにもその委員の個人の名前を付した形で附帯意見として扱ったこともなかったわけではないような気もするので、そういう扱いが可能であればお願いしますということです。

あと、もしこの全体の助言案のほうで私が出したものがあることがすっきりしないということであれば、それもこっちのほうに整理することは可能ですが、今のお話だとワーキンググループのほうの方としてはそれほどご異論がないということであれば、残しておいて。ただ、ちょっと自分、私の名前をこっちから削除するということになると、ちょっと残さないほうがいいのかとも思ったりして、そこら辺のご判断はお任せします。

○村山委員長 他にご意見あれば伺いたいんですが、今の時点での私の考えは、あくまで、我々は助言委員会の委員としてこういった案件の議論にかかわっているのも、やはり助言本体の、こちらの内容が最重要であると考えています。別紙をつけるとしても、それはあくまで例外であって、助言本体の意見が委員会としては重要であると考えていますので、助言の本体のほうに満田委員のコメントが入ることについてワーキングの委員の方々が了解をされるのであれば、そちらは入れておいたほうが良いと考えています。

その上で、別紙として委員の方がつけたいということであれば、委員会としてそれを議論して、了承が得られればその形をとるということだと思っんですね。ですから、できるだけ助言の中に満田委員の意見もコメントも入れたほうが良いと思っております。

その上で、別紙についてどう扱うかということを経験すべきかと思いますが、そういう形でよろしいでしょうか。

その上で、どうぞ。

○田中副委員長 満田委員は本日の助言案のほう、本体のほうは一応ご覧になられているわけですね。先ほど原嶋委員からご説明あったように、例えば5番とか6番は、例えば本体の助言案に一応取り込んでいるというふうに、その趣旨を反映して取り込んでいると理解できますが、これではまだ不満で、不満というか、自分としてはもっと思いを明確に書きたくて、例えば別紙であれば5番のガイドラインの規定に違反している、あるいは6番も環境配慮の規定に、つまり環境ガイドラインの規定に違反しているということが非常に重く主張点としてあるように受けとめました。

そういうことを考えると、このことを別紙にするということ、もしその主張がこ

の委員会で扱い、その見解に沿うということになると、やっぱり慎重にその点は議論を行い、本当にそのような事実があるかどうかという確認をしなければいけない、と思います。

その点は、にわかに判断ができませんが、私は今、村山委員長もおっしゃられたように、少なくとも本体の助言案であれば、これは全体の助言委員会としては、採択といたしますか承認するに足る文書の内容だと思いますが、別紙まで含めて採用するかということになると、ややこれをためらうということになりますので、そういう点を表明させていただきました。

○村山委員長 その他、いかがでしょうか。

○作本副委員長 今のご意見聞いていまして、今この満田委員から出された6項目の中には、いろんなちょっと個人的な主観も読み方もあるんですが、ちょっといろんな見方というか切り口がまざっているんじゃないかと思うんですね。特に1番の4行目の手続は、この主語は誰なのかとなるとやはり、JICAさんが今始めたんじゃないくてやっぱりある別の団体というか組織がこういうことをやってきたということになる、この手続は全部今回このJICAさんのかかわる手続ではないわけですので、そこの主語というか主体がJICAさん以外のところ、これ一緒にこうやって入れられるのかなというのが一つ。

あと、それとまた全然別の4番なんですけど、これについてはEIAの前半の分、文章の前半だけでありますけれども、全文のドラフト最終版が現地で公開されておらず、これも事実関係だから調べるのは難しいかと思うんだけれども、これ自体知らないとなって、我々が知らないという状態でいいのかどうか。これはむしろJICAさんから本当に公表されているのか、公開されているのは、どういう状態なのか、これは我々、確定しなきゃいけないんじゃないかとむしろ思うんですね。

その4番の後半の、反しているとか、6番、5番、あるいは1番の最後の、規定に反している、いわゆる解釈にかかわるところは、これもむしろここで助言委員会で検討した上で本当にここまで言うのかどうか、反していると我々は自分でそういうことを言えるのかどうか、そういうことはまた別の段階で議論するとしても、少なくとも4番のこの事実関係と、1番の手続はというのは今までJICAさんがやっていない手続かもしれないので、そこのところだけはきちんとすみ分けをしておいたほうがいいんじゃないかと思います。

以上です。

○村山委員長 岡山委員、別のことですか。

○岡山委員 別なので、一回受けてください。

○村山委員長 はい。では、満田委員。

○満田委員 おっしゃることは、ごもっともですね。1ポツのこの3行目ですか、この手続は、主語はミャンマー政府当局ということになると思うんですが、具体名はち

よっと確認いたします。

4ポツについては、JICAさんのご説明ではEMPは開示されているけれどもEIAは開示されていないというご説明だったんですが、後で現在もまだそうなのか、ちょっと補足していただければ。2週間ぐらい前はそういう状況でした。

6ポツについては、これはちょっと私が書き過ぎているなと今これを見ていて思っておりまして、先ほど原嶋委員がご指摘のように、確かに6ポツですかのほうで対応されているので、ここについてはこだわっていませんので削除したいと思います。特にそのEIAの公開とか協議、そして住民移転の手続については、私としてはきちんとJICAのほうに何らかの形で伝えるべきことではないかというふうに思っています。

○村山委員長 事実関係について何かアップデートできるものはありますか。

○竹内 民間連携事業部の竹内と申します。今のおっしゃっていた、特に満田さんのコメントの4番のところで、EIAのところはドラフト、EMPが今公開をされているという状況でございます。

ただ、このドラフトはかなり細かいことが書かれていて、相当量の情報だというふうには承知しています。

○満田委員 EIAは公開されているんですか。

○竹内 EIAのその最終版というのは、まだそもそもミャンマー政府で審査中と承知していて、最終版なるものが公開はされてはおりません。そのように認識しています。

○満田委員 EIAのドラフトは公開されているんですか。

○竹内 そうですね、EMPではかなり細かく、そこはEIAの要約という形で書かれているので、そういったものはもう出ているということで認識しています。

○満田委員 すみません、EMPは公開されているんですが、EIAのドラフトは公開されているのでしょうか。

○竹内 ちょっと本質のところは何かということなんですけれども、要は今公開されているものの名前はEMPです。ただ、EMPの内容はEIAをサマライズしたような形で相当量の情報が含まれているものが公開されているという事実があると認識しています。

○村山委員長 他の点はよろしいですね。では、他にご意見ありますか。

岡山委員、すみません。

○岡山委員 今両方とも読ませていただいているんですが、例えばこの前半の1と2と3に関しては全て現状が不明である、あるいはおそれがあるというようなことになっていて、現時点のところでこういう不安があります、あるいは懸念されますという状況に対する意見だと思われます。多分、ワーキンググループに出したときには、なのでということで、これを受けて助言案でいうところの9から16ぐらいまでがそのための策として助言案として書かれていたのではないかと推察をします。違うんですかね。

であれば、ここの、助言をするための不安材料として満田委員が今出してきた1や2

や3があるというのは理解はできるんですが、しかし、これは助言案として1と2と3はコメントとして出すというよりは、やはりこれを受けてのコメントとして9から16までで表現されているのではないかなと私は感じるのですが。

並びに、4、5、6は、今度は手続の話あるいはガイドラインの話になりますけれども、4、5については例えば先ほど原嶋先生がおっしゃったように17番で、6番についてはおっしゃったように6番でということで反映されているので、基本的には私はすみませんが客観的に読ませていただいてある程度の、お気持ち的には不足分だと思われるかもしれませんが、ある程度は助言案に盛り込まれているのではないかなというふうには思い、ここから逆に満田委員が抜けてこの意見が全部削除されるのはちょっと逆にいかがなものかなというふうに思います。

○村山委員長 他にいかがでしょうか。大体よろしいでしょうか。

そうしますと、大体助言案として書いていただいているものについてはおおよその了解は得られている気がするんですが、満田委員から出していただいた別紙については、少しこのままの形では別紙として扱うことがなかなか厳しいというご意見が多いかなと思います。

ただ、書面として出していただいているものはあるので、さらに削除してもよいというような部分もあるようですので、一度ここは再度ご検討いただく形をとってもいいかなという気がします。そういう形はいかがでしょう。

その際に、やはり助言の一部なので、規定に反しているということで終わってしまうと、これはある意味ちょっと委員としての立場を超えている気がするんですね。特にレビュー段階の意見なので、やはりそういった形での表現にさせていただく必要があるんじゃないかなと思います。例えば、おそれがあるので確認をしてほしいとか、反しているという表現だとこのままの形では難しい気がします。

なので、そのあたりをお考えいただいて、案をつくっていただいた後で、まずワーキングのほうでご議論いただいて、それで別紙としてつけていくことについて了解が得られるようであれば全体のほうで議論して、確定をするという形をとりたいと思います。そのような形でいかがでしょう。

はい、長谷川委員。

○長谷川委員 別紙の1番は、全体事項の1のほうに、言葉は短いですがけれども満田委員の意図は反映されているかなと思います。

それから、2番と3番についても、先ほどどなたか言われたように、社会配慮の9、10、11、12というふうに、より具体的に助言として入れ込んであるんじゃないかなと。

それから、5番についても17番に反映されていると。

4番について、これがちょっとどこかにないんですが、ただ、これについてはJICAさんの回答を我々検討した結果、これについてはJICAさんの回答である程度納得しましたというふうになったんですが、もしこれについて何か言うとしたら、いわゆ

るその民主的なやり方がとられていないということですから、強いて言うなら17番の中に入ってくるんじゃないかなというふうな理解をしています。

ですから、改めて委員でまた話し合っても、これ以上建設的に何か言えるかなというふうな気はいたしますけれども。

先ほどおっしゃったように、やはりこの1番から6番は助言のバックボーンというか、よりそのガイドラインというものを切り口として論拠を述べるところになりますよというふうな、まさに満田委員の本当に言いたかったところだと思うんですが、ただ、それを助言という形を変えると今言ったようにもうここにあるものにほぼ全て網羅されているかなという気はいたします。

ですから、その根拠をより、その書き物として、参考として、ぜひこの助言と一緒になくちゃいけないということであれば、それはあるかと思えますけれども。そこまで根拠を強くしながら助言を今まで言った例というのは、私の知る限りでは余りなかったかなと思うんですが。別紙をつけた例もあったらしいんで、私はちょっと知らないんで、わかりませんが。

○村山委員長 別紙をつけた例は、複数あります。ただ、手続としては石田委員が先ほどおっしゃった形で、議論は進んでいたと思います。

○満田委員 長谷川主査が異論を唱えるということであれば、ちょっと無理なのかなとは思っています。ただ、ちょっと私がこのペーパーをあえて出した理由は、私は、この事業というのは環境ガイドラインに即していないおそれが多分にあるというふうと考えており、このまま進めていってしまうことに対するJICAさんとしてのデューデリの懸念というものを表明させていただきたかったんですね。

ですから、何というか、このまま淡々と環境レビューにいて、淡々ともう既に起工式も済んでいるようですが、事業が進んでJICAがそれに対して協力していくということは、いかがなものであろうかという個人としての見解を述べさせていただいたという、そういった位置づけのものです。

○村山委員長 先ほど長谷川委員からのお話からすると、別紙の扱いは厳しいのではないということになりますか。

○長谷川委員 つけてもいいですよ。つけてもいいです。委員の方が合意なさるならば、つけても私はいいと思います。

○村山委員長 ただし、やはりワーキングの議論をベースに委員会全体としては進めたいと思います。

○長谷川委員 ええ、ワーキング全体としては、ということがひっかかるんで、ただ、今度は全体、委員の中で合意が得られれば、それはまた別ですから、ワーキングと。最終決定はここでやるわけですから、それはそれでいいと思います。

○村山委員長 最終決定の前にワーキングの議論がある程度まとまっていることが一つの前提だと思いますので、その点で、議論が可能かどうかということになると思

ます。

石田委員、どうぞ。

○石田委員 ワーキングの委員の先生方は、全体会合の私たちを代表されて先に綿密な作業をやっていただいたので、基本的にはワーキングの主査とワーキングの委員の、だから基本的にはワーキングの主査の考えを尊重するのが妥当かなというふうに思うんですね。

それで、今までも満田委員も何度か幾つかの案件に対して、こういうふうな貴重なご意見を提示されたことがあって、そのときにはこういう助言委員会や全体会合での提出資料として出されて、それも確か公開されていたんじゃないでしょうかね。

ですから、直接的にこのワーキングで盛り込むというような、別紙につけるという努力をこれから重ねていくというよりも、お話を聞いていると長谷川主査の考えを聞いていると、やはりそれは、そこはもう既に最初のすり合わせの議論はしたのでということであれば、やはりこれは満田委員が今日出されたものは日付の確認なんかもされて、例えば12月2日に出されているのもありますけれども、一番最初にワーキンググループをやられるときに出了れた紙もあるんでしょうから、その2つもあわせて助言委員会の全体会合に提供して、満田委員のお考えをもう少し、このまま事業が進むことを大変懸念するというその、現場も見られて、かつ論理的に考えられて、ミャンマーのところに何人も人を配置されてよく見られている貴重なご意見として、やはり残しておかれるのはどうかと思うんです。

ですから、それとワーキングの別紙云々とくっつけるということを余り努力をされないで、切り離してもいいのかなという。ただ、大事なことはやっぱり残すということじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○村山委員長 全体会合の資料は全て公開されます。ですから、今日出てきた12月2日付の松本・満田委員連名の資料は公開の対象になっています。これを別紙として助言につけるかどうかというのは議論の対象だと思いますね。

○田中副委員長 私は先ほども申し上げましたが、ワーキングの主査の意見、それから委員の意見、それから満田委員の意見、ずっとこう聞いていまして、基本的には本日のこの本体のほうを助言案として承認すると。

この別紙については、その趣旨は、もうワーキング主査はもうおおよそ助言案に反映されているんじゃないかという見解だし、満田委員はもうちょっと個人的にはもっとこういうことも言いたいんだからこれを出しているんだと、こういう、いわば対立といいますか見解が異なっていますので、ひとまず助言委員会としては助言をどうするかということからすれば、本日のこの長谷川主査のお名前の文書を助言案として確定するということがよろしいのかなと思います。

その上で、では、この文書をどうするかという扱いですが、これは今石田委員おっ

しゃられるように別途扱ったかどうかというご意見もあろうかと思います。しかし、私は、先ほどの助言委員会として何かこのことについて、もし扱いをするとしたら、ガイドラインに反しているという意見よりは、むしろガイドラインの運用に従えばこういうふうな事業の進め方にすべきである、というふうに表明していかないと、助言委員会としての発言や見解としてはまずいというか、そぐわないというように思います。これは先ほど村山委員長がおっしゃられた通りかなというふうに思います。

以上です。

○作本副委員長 今のお二方の意見に近いんですが、やはり村山委員長のほうから何とか一本にまとめられる方法はということで一応ここで議論して努力はしたつもりなので、それでもし合わなければ、一本化できないならば少数意見はどんなことがあっても、ここは石田さんと同じなんですけど潰すべきじゃなくて、ただ位置づけをどうするかということだけ我々は交通整理すればいいので。ただ、先ほどのように規定に反していると余りストレートに言われちゃうと、どこでこの委員会見たんだということになりますから、そういうような表現については若干見ていただくにしても、僕は少数意見はやはり添付でも、あるいは少数意見と最高裁で書くような形でも構わないと思うので、その機会は残すべきだと思います。

なぜかという、この案件自体はさっきも言いましたけれどもJICAさんが最初から最後までやっているんじゃないで、その前にこれを運営していた主体があるわけですね。しかも企業も動いていると、そのようなことで我々には見知らない、知らないことがいっぱい事実としてもあるし、私も新聞なんか現地ので読みましたけれども、どこまで正しいか実際わかりません。そういうことで、やはり多面的にこれを議論がむしろ、助言の部分はきちんと固めるけれども、それ以外はいろいろ方向があちらこちら向かっていたということで、示す価値は僕は十分あると思います。

以上です。

○村山委員長 大分時間が過ぎてきたんですが、一つの方法として、先ほども申し上げたように助言に附帯意見というような形で別紙をつけるということは今まで複数回行われてきましたが、今日のご議論ではそこまでは少し厳しいかなという印象を持っています。

ただ、既に出ているように、満田委員あるいは松本委員も含めて現地の状況をよくご存じの方々から意見も出てきていることも事実なので、その点について本文の最初のところに、全体会合でそういう議論があり、書面が提出されたということを書いていただくのはいかがでしょうか。

そうしないと、こういった書面がこの会合で出たということ自体がわかりにくくなってしまうので、何かそういう一文をこの表紙の1ページ目に入れていただくという形ではいかがでしょうか。内容、詳細については全体会合の書類をご覧くださいということですね。

満田委員、そのような形でいかがでしょうか。

○満田委員 それで結構です。

○村山委員長 では、そのような形で、助言案については先ほど14番の1字だけ抜けているということがありましたが、その修正を加えて確定とさせていただきます。表紙の部分で今申し上げたように、この議論については複数の委員から書面で意見が出されたということを追加していただくということですね。このような形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

表紙の文言はどうでしょうか。もう1行か2行だと思いますが。よろしければ私のほうで案をつくりますが、よろしいですか。

はい。それで、皆さんに確認をしていただきたいと思います。

○長瀬 ありがとうございます。じゃ、表紙のほうに具体的にどういう文言を書くか、これ主査にお願いしちゃうか、それとも我々のほうで何か、委員長、ごめんなさい。

○村山委員長 私から提案しましたので、案文させていただきます。

○長瀬 はい。それで一応これはもう助言案は助言案として確定で、それで別途そういう書面の提出があったということだけで、それで要はそれは助言として扱われるものではないということですね。

○村山委員長 書面本体は扱われませんが、こういった議論があって書面が出されたということは、助言のこの文章には明記をするということですね。

○長谷川委員 参考資料というのは、言い方はまずいですか。

○村山委員長 参考資料という言い方をすると、それは添付するという形になりますけれども、そういうことにしますか。

○長谷川委員 いやいや、あの。

○田中副委員長 そういう、また紛糾するような議論は言わないほうがいいんじゃないでしょうかね。時間がまた。

○長谷川委員 委員長、いい文書いてください。

○村山委員長 はい。どうぞ。

○日比委員 すみません、主査あるいはワーキングの皆さんが非常にご検討いただいて、私も個人的には松本委員、満田委員のここに書かれた意見というのはかなりがもうこちらに含まれているのかなというふうに思って、個人的には思っております。

ただ、今の議論の流れでいけば、この松本・満田委員の文書自体は助言の一部にはならないというご確認を今JICAさんのほうはされていて、ペーパー上はそうなると思うんですが、ただ一つ私の理解だと、松本委員はワーキングの委員ではなく、また満田委員もワーキングに参加できなかったと。本来であればここに書かれているようなことがワーキングの議事録としても全て詳細に残っていてもよかったものをご参加できなかったために議事録には残っていないと。

要は、その助言案は助言案でこう短くまとめるものなんです、その裏にはやっぱ

り膨大な議論があるということは、JICAさんにはしっかり受けとめていただいているとは思いますが、それが明確になるような形になればいいのかなというふうには思っています。それが参考資料なのか、委員長がおっしゃったように最初に冒頭に書いていただいて、このペーパーも何らかの形で公開また記録に残るという方法がいいのかなというふうに思っております。

○村山委員長 先ほどの議論でいくと、多分この今日満田委員から出されたものは形は違ったとしても既にワーキングの段階で出されていて、一定の議論がなされたというように理解しました。その点の議事録については、まだ1週間前なのでできてはいないと思いますが、それはいずれ公開されるという理解です。

○竹内 すみません、事業部側から、思いをちょっと述べたいんですけども、最終的に助言に入る、入らないといろいろ議論があるんですが、少なくとももろもろ指摘されていることを、我々は書かれていないから確認しないと、そういった立場をとる気は毛頭ございませんので、この助言委員会だけの場じゃなくていろんな方から本件を見られているというのも承知しているので、そこはしっかりと説明責任を果たしていく覚悟はございますので、これまでもそういった取り組みをしてきているというふうにも思っていますし、そこはまず、いずれにせよやっていくという点が1点。

2点目は、助言委員会のワーキンググループの場で、我々にご質問を受けたことについて本当に十分に議論尽くせるように、その日は夜何時まででもやるというつもりで体制も整えて準備してございました。その場が与えられたにも関わらず我々の説明が足りなくて、調べも足りなくて、結果いろんなものが残ってしまったということであればまた対応が違おうと思うんですけども、非常に我々にとって残念だったのはそういった場が得られなかったということです。ただ、ご出席いただいた委員の方々もしくはオブザーバーの方からはいろんなご指摘をいただいて、その場でその限りにおいて議論は尽くせたというふうに思っておりますので、そういったことで我々何かこう、やれる限りの対応はやってきているという点だけはちょっとご理解いただけるとありがたいということでございます。

すみません、2点だけ。

○平山委員 この件については余り発言しないようにしようと思っていたのですが、先ほどの松本・満田ペーパーの扱いについてですけども、ここで言われている話と、それから助言案で書かれている内容というのは、基本的に違うのではないかなと思うのですが、その点については田中委員からも少し言及があったように思いますし、そこを何とかというのが村山委員長のご提案だったように思うのですが、私はこの松本・満田ペーパーの一番のポイントというのは、このガイドラインの規定に反しているおそれがあるという、ここのところであって、反しているからだからどうしようというところは確かに助言委員会の中にあるのだと思うのですが、この反しているというのがずらっとこう書いてあるというのは、事業に対す

る助言というよりも、JICAの解釈の説明を求めるという性格が一番強いのではないかと
ということで、この助言委員会の助言に添付する資料としては、そのところはちょ
っと違っているのではないかと。

それから、今説明者と書いてありますけれども、JICAの方がおっしゃられたのも、
わからないところがあればとことん説明責任を果たすつもりがあるというご説明があ
りましたので、ここの議論はここの議論として別途議論をすればいいのではないかと
私は思うのですけれども。

要するに、ガイドラインの規定に反しているおそれがあるかどうか。反しているか
どうかというのは、これはこれで大問題ではないかと思うのですが、その議論が尽く
されないで、その前提となる事実に対して一定の配慮をいたしますというのが、この
助言案になっていると思うのですけれども、本当にここのところに重大な問題が含ま
れているのであれば、これは別途議論をすべき内容なのではないかと、JICAのほうか
らきちんとした説明を受ければいいのではないかという気が、私はちょっとします。

最後になって、委員長がおまとめになるのをひっくり返すような言い方でちょっと
申し訳ないのですけれども、つけ加えさせていただきます。

○村山委員長 ありがとうございます。議論の流れの中で平山委員がおっしゃったよ
うな形が必要であれば、別途そういった会合の場を設ける必要があると思うんですが、
これまでのやり方としてやはりワーキンググループの議論をベースにしてきたと私は
理解していて、ワーキングの方々やはり提出された資料や情報をよくご存じだと理
解しております。ですので、ワーキングのほうから別途議論をすべきであるというこ
とが出てくるのであれば、平山委員がおっしゃる点はその方向で進めるべきだと思う
んですが、今のところそういう形ではないと思っています。

しかも、長谷川主査からもお話があったように、我々は裁判をやっているわけでは
ない。しかも全ての方々が現地に行っていて見ているわけではないので、その範囲で提出
できる助言としてはこの程度ではないかということが、精一杯の状況だというふうに
理解をしております。

ですので、そういう意味では今回ここに出てきているものを助言として確定をして
進めるということが、助言委員会としては限界なのかなと理解しています。

よろしいでしょうか。

では、もしご異論がなければ今のような形でまとめさせていただきます。

助言の表紙については、私のほうで一両日中に文案を作成して皆さんにお送りをし
たいと思いますので、もしお気づきの点ありましたらご意見をいただければと思いま
す。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

では、時間が大分過ぎてしまったんですが、あと一つ残っておりますので、次の案
件に移らせていただきます。

フィリピンの洪水リスク管理事業のドラフトファイナルのレポートに関する助言案

ということで、こちら鋤柄委員に主査をお願いしております。ご説明をお願いいたします。

○鋤柄委員 それではご報告申し上げます。本件はフィリピン、ミンダナオのカガヤン・デ・オロ川、こちらの洪水のリスクを下げるべく、という事業です。先月の22日に石田委員、作本委員、清水谷委員、松下委員、それに私でドラフトファイナルレポートについていろいろご議論をいたしました。余り時間がないので概要だけ申し上げます。

本事業は、このカガヤン・デ・オロ川、流域全体に対して洪水のリスクを下げるというマスタープランを作成するのが1点と、特にその人口が集中しております下流部について実際に実効性のある構造的な対応をするというに2本立てになっております。

そうしましたら裏側へ、2ページに助言案、全部で12項目になっております。まとめて申し上げます。まず全体事項としましては1番から4番まで、先ほど申し上げました流域全体での非構造的といいますか、堤防等々以外のハザードマップですとか、避難対策ですとかといったようなことと、構造的な堤防の作成等についての関係をはっきりと書いていただきたいというところが、すみません、1番から5番です。

6番目、7番目は、その非構造的なといいますか、本件の詳細構造物事業ですか、確かそういう名前だったと思いますけれども、その対象外になっている上流のダムですとか上流部での森林開発、これについても具体的にちゃんと強調していただきたいという助言になっております。

環境配慮につきまして、これからも既存資料やモニタリング等々で入ってきた情報に関しては緩和策に反映していただきたいということ。それから沿岸部、特にこの川の河口部です、こちらでの稚魚を採集して生計を立てている方々への影響もちゃんと見ていただきたい。また、これは河口部だけではないんですけれども、川に生息する魚類についての影響に関してモニタリングしていただきたいという助言になっております。

そして、スコーピングマトリックスといたしまして、この河口から2キロほどのところにサンゴ、サンゴ礁までは行っていないということでしたけれども、そちらに生育するサンゴ及びその周辺についてのモニタリングをしていただきたいと。

そして最後に、これは温暖化との関連ですけれども、工事に使用する車両からのCO₂についても注意してほしいと、こういう助言になっております。

駆け足でしたが以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。それでは、こちらについて何かお気づきの点ありましたらお願いいたします。

○田中副委員長 文言だけのことなんです、この幾つか、例えば5番とか8番、10番、11、12あたりにDPWHに提言すると、これ多分実施機関だと思いますが提言するという、そういう指摘がございます。それとは別に、報告書に記載することと、あるいは

マスタープランで提言することと、こういう記載もありますので、この差をちょっと意味を確認したいんです。このDPWHに提言するというのは、これ直接つまりJICAが提言するという意図なのか、そうではなくてドラフトファイナルに盛り込む、DPWHに提言するようドラフトファイナルに盛り込むことという意味なのか、その意味の差を確認をしたいと思います。

○鋤柄委員 一つは、これを議論した時点でEIAについては先方のDENR、環境自然資源省ですか、のほうでも承認がされたということでした。ですので、その中身に関する部分については環境レビューの際に実施機関である公共事業省ですか、そちらのほうに申し入れをして実施の確認をしていただきたいということです。

マスタープランに書き込んでいただきたいというのは、こちらの事業全体の報告書はドラフトで、それは最終版までの間に書き込んでいただきたいと、そういう報告書の確定の時期が一番大きな理由です。

○田中副委員長 わかりました。つまりこのDPWHに提言するというのは、ドラフトファイナルに記載ということではなくて、むしろ直接JICAがあるいはその実施機関に提言してほしいんだと、そういう趣旨ですね。

○鋤柄委員 はい。

○田中副委員長 わかりました。了解しました。

○鋤柄委員 私の解釈ではそうなのですが、委員の皆さん、もし間違っていれば修正を。

○作本副委員長 すみません、政策提言めいたことで、こうしてくださいという命令口調で言えないのは、これは協議するというような形で、こういうDPWH公共事業省に話してみたいかがででしょうか、そういうニュアンスで考えておりました。

○村山委員長 他の点いかがでしょうか。よろしいですか。

もしよろしければ、こちらについてはこの形で確定をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それで、次の議題がこの案件との関係ですので、こちらについては担当部のほうからご説明をいただくということになります。では、よろしくお願いいたします。

○篠原 東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課の篠原と申します。今回いただきましたドラフトファイナルレポートに対する助言案に対しまして、全般としてまずご回答申し上げますと、いただいた提言をフルに実施をさせていただく、先方政府と協議もしくは先方政府に提言を実施する等々ということに対応させていただきます。一つ一つ申し上げる形でよろしいでしょうか。

1点目の気候変動の影響によりということですので、本調査で作成しているマスタープランにおきましては洪水を流域全体で防御するために洪水地の河川の水位をできるだけ低くすること、台風の規模が拡大して計画規模を超える洪水が発生した場合に避難が困難になる地域には居住させないことを計画の基本としております。従

いまして、避難等の対策との組み合わせにより洪水による被害を最小化することを報告書に記載するとともに、先方政府と協議いたします。

2点目ですけれども、スコーピングの部分、スコーピングで議論されました洪水リスク軽減策について、本調査を通じて整理して組み合わせるとともに、有効な対策となり得る構造物対策として発電ダム計画の活用と放水路を加えて比較検討しましたので、その内容及びその内容のプロセスについて十分な説明を報告書に記載をいたします。

3点目につきまして、マスタープランの点です。先ほど1点目についてコメントをさせていただきました通り、避難等の非構造的な対策や手法もあわせて先方政府に提言をいたします。

4点目、洪水対策の一環として、非構造物対策についてのところ、先ほど1点目のコメントを申しあげました通り、避難等の具体的な非構造物対策、非構造対策について、また実施中の技術協力等の実績の活用の必要性について、報告書に記載をいたします。

5点目、非構造物対策の実施に当たりというところですが、公共事業道路省、DPWHを含めたフィリピン政府が地方自治体等による避難等の非構造物対策案の実施に係るモニタリング計画を策定しモニタリングを行うよう、DPWHに申し入れをいたします。

6点目、本事業の効果を高めるためにというところですが、回答としましては別件の計画されている発電ダム建設における治水機能の付加について先方政府に提言をいたします。

7点目、マスタープランにおける洪水対策のためというところですが、洪水対策のために上流部における森林の回復が極めて重要である点を、報告書のマスタープランの中で提言いたします。

それから8点目、環境配慮というところで動植物に関する部分。本調査におきましては動植物の調査方法について環境天然資源省、DENRの確認を経ておりますけれども、今後の事業実施段階、モニタリング段階においてもDPWHかDENRと協議をしながら、必要に応じて動植物に関する情報の追加と緩和策への反映を行うことをDPWHに提言いたします。

9点目、既存資料の活用による影響評価のことですけれども、本調査で収集しました資料を活用しまして、天然の稚魚を採集し生計を立てている人々への影響評価を行い、報告書に記載をいたします。

10点目、魚類等の利用する場所に河川の改変が与える影響というところですが、本調査で確認された魚類・水生生物の中には、底で生きる底生動物を餌とする魚、底泥中に潜る性質を持つ底生動物が確認されており、影響の評価をBマイナスとしているところ、河川の改変による魚類等の生活史に与える影響について可能な範囲でモニタリング計画に含めるようDPWHに提言をいたします。

11点目、スコーピングマトリックスのところ、でございます。サンゴ群集への影響

の有無というところですが、本事業におきましては事業実施中にサンゴへの影響の有無、程度についてモニタリング調査を実施する予定でありますので、係るモニタリングを適切に実施するようDPWHに提言をいたします。

12点目、最後のところ、温暖化防止の件ですが、本事業では大気汚染の軽減策として重機等のメンテナンスを掲げておりますので、温暖化防止の観点からも重機等の車両から生じるCO₂の削減に努めるようDPWHに提言をいたします。

以上になります。

また、一つ追加をさせていただきたいと思いますが、今回フィリピンにおきましては台風被害の発生等ございまして、本件のような洪水対策型の案件、非常に緊急性を持ってフィリピン側では見られておりまして、ぜひ今回のドラフトファイナルレポートに対する助言を、これフルに提言を活用させていただいて提言をしていくという意味におきまして、環境レビューにおける助言及びそれに対する方針として取り扱っていただけますと大変幸いです。よろしくお願いいたします。

○村山委員長 よろしいでしょうか。環境レビュー方針のこの表については、特にご説明なくてよろしいですか。

○篠原 失礼しました。それでは簡単にご説明をさせていただきます。

A3の横表の下、指摘事項というところについて、確認を1点ずつさせていただきます。

1点目、全体的な事項の1、モニタリングの部分ですが、環境モニタリングの具体的な計画内容、モニタリング項目及びモニタリングサイト、各モニタリングの実施機関、コスト等。それから2点目としまして、環境管理計画及び住民移転計画（RAP）に基づくモニタリング体制。及び3点目としまして、本機構へのモニタリング結果の報告体制、報告の頻度、方法及び公開方法等を確認をいたします。

また、情報公開につきましては、環境社会配慮文書に加えまして、本件について作成しますEIS調査の要約版、英語及びビサヤ語。それからRAPの地域住民及び現地ステークホルダーに配布するタイミング、時期、これらを確認をいたします。

また、住民の協議につきましてはRAPの内容、特に補償、支援方針について、被影響住民の合意・理解を得たものであることを確認をいたします。

いただいた助言につきましてはの対応については、環境レビューにおきましてDPWHと次に述べる事項を協議、提言いたします。

1点目、気候変動の影響により洪水の頻度と強度が増す可能性を考慮し、気候変動への具体的な適応策の検討及び対応をすること。これが助言1点目関連です。また、2点目としまして、非構造的な対策や手法も検討し、非構造物対策案の実施に当たり適切にモニタリング計画を策定し実施をしていくこと。3点目としまして、事業効果及びリスクアセスメントの観点から、別件で計画されている発電ダム建設における治水機能の付加について、それから4点目としまして温暖化防止との関連で重機等の車両から生

じるCO₂の削減に努めること。これらを確認をしまひります。

右にまひりまして、汚染対策のほうにつきましては、次に述べる事項を環境レビューで確認の上、環境管理計画に反映をいたします。

工事中につきましてはモニタリングの結果、大気質、騒音・振動、水質、底質、廃棄物管理について影響や問題が認められる場合の対処、緩和策等を確認いたします。

また、供用後につきましては大気質、水質の緩和策を対象にいたします。

自然環境につきまして、次に述べる事項を環境レビューで確認をいたします。工事中につきましてはサンゴ、マングローブ、陸生動植物についてモニタリングの結果、影響や問題が認められる場合に講じる対策、緩和策について確認をいたします。

助言に対する対応としましては、以下の事項についてDPWHと協議、提言をいたします。

1点目としまして、動植物に関して、既存資料の活用とモニタリング調査等を通じた情報の追加を行い、必要に応じて緩和策に反映をいたします。2点目としまして、河川の改変による魚類等の生活史に与える影響について、可能な範囲でモニタリング計画に含めていきます。3点目としましてサンゴ群衆への影響の有無、程度について、適切なモニタリングを実施することを確認いたします。

最後に、社会環境のほうについてご説明をいたします。以下の点につきまして、環境レビューにおいて確認をいたしましてRAPに反映をいたします。

1点目、住民移転に関しては3点ございまして、まず1点目、移転世帯数を中心とする被影響規模に係る最新情報。2点目、移転に係る補償方針。支援内容が住民協議で明示され、かつ適切な説明がされているか。被影響住民の移転地の条件及び家屋のオプション提示等を含むと。それから3点目、影響を受ける住民、PAPs等のニーズ、コメントを適切にRAPに反映をすること。

次に、移転地情報（最新情報）に関しましては以下の点を確認しまして反映をいたします。

6点ございまして、1点目、移転地の詳細情報、具体的には移転可能な世帯数、地図、立地条件、現在の用途、住民の意向、基本インフラの整備状況等。2点目としましてセンドン支援プログラムとして整備中の移転地に（a）本事業の全影響住民PAPsの収容力があるか。（b）不足の場合は移転先地の確保、用意について、（c）別の移転先を希望する住民、PAPsへの補償は現金補償とするもの。3点目といたしまして、移転地整備に係る予算の内訳及び同コストを事業予算に計上すること。それから4点目としまして、移転に係る事業実施体制、スケジュール、特に物理的な移転は補償や支援の提供後に実施されること。5点目としまして、補償水準の算定は再取得価格または再取得価格調査の結果に基づくこと。最後、6点目ですけれども、移転整備及び移転地への移転費用はDPWH、カガヤン・デ・オロ市自治体及びNHAの間で負担区分を決定すること。以上でございます。

また、3点目の生活・生計に関しましては以下3点を確認、反映いたします。

1点目、生計回復支援に計画されている職業訓練、雇用支援等の具体的内容。2点目としまして工事中の被影響住民の雇用方針。3点目、全影響住民、PAPsを対象とした適切な苦情処理メカニズムの実施体制。

以上でございます。

○村山委員長 ありがとうございます。それでは、こちらの案件について、何かご質問、コメントがありましたら、どうぞ、日比委員。

○日比委員 ありがとうございます。こういうケースの場合いつも申し上げていてなんですけれども、そのDFRの助言案が確定した直後に環境レビューの案件があるというのは、個人的には非常に違和感を感じております。

ただ、実質的に時間的なあれもあるでしょうし、実質面にそんな大きな影響があるとは思えないので、こういうやり方自体を否定するわけではありませんけれども、何かご説明いただく前に一言、ワーキングの段階から綿密に意見交換をしていたので先にこの用意をさせていただきましたので、よろしいでしょうかという、何かそういうあれがないと、この場というよりも外から情報公開されたものを見たときに、やっぱりおかしいんじゃないの、このプロセス、と何か問題があって後から言われたときに申し開き……これはこの委員会もそうですし、JICAさんにとっても余りよろしくないかなと、プロセス上の問題なんですけど、なのでこういうやり方自体はいろいろ実務上の要求もあるかと思しますので否定はしないんですけれども、何か一言、そのみんなの合意のもとでやっていますという確認をしていただければというふうに思います。

○篠原 はい。それでは今、ご指摘いただきました通りというところではございますけれども、これまでのプロセスの中でやりとりをさせていただき、助言をいただき、それに対して反応させていただく中で、今回の件についてもご了解いただけるものと思っております、ぜひお願いをさせていただければと思っております。

○田中副委員長 よろしいでしょうか。助言対処方針案の関係で少しお伺いしたいんですが、この3番目あるいは1番目のところにも、こちらからの委員からの提言で、非構造的な対策とか、非構造的なという、建物や堤防とかに頼らないことだと思いますが、その含意として恐らく、流域治水のような、流域全体で最近試みられているそういう洪水対策をしていくというような考え方あると思うんですが、その点はこちらのJICAのほうの受けとめとしては、そういう対策案を盛り込まれているのでしょうか。どうでしょうか。

○篠原 ご質問いただきました点ですけれども、今回の場合マスタープランの中で流域全体の洪水対策について検討をいたしております。

○作本副委員長 私が言うべきでもないんですけれども、実は何かJICAさんがつくられているマスタープランって25年想定とか50年想定ということで、過去にあった台風、洪水の被害を前提にして、それで何かいろいろ事業を進められているらしいんですね。

私どもも今回のレイテ島であれだけの大きな被害を受けて、実際JICAさんがどういうことを今回、我々はテレビでしか見ていませんから、どういう活動をされているのかというご紹介いただいて、今回のその25年対策なのか50年対策なのか、それでまず50年に1回ぐらいののにコストをかけてやるには必ずしも及ばないというようなことで、じゃ、それ以外にできること何がありますかと。それが非構造対策ということで、ダムを他に建設しているとか、あるいは上流の森林が切られているとか、いろんなことを聞いたので、そういうことを盛り込んだらどうかなということで、つけ加えさせていただいたことがあります。

○松下委員 非構造的対策としてよく言われていることは、例えば早期に警報を出して避難勧告を出すとかですね。あらかじめ住民参加型で避難の計画をつくっておくとか。日本でも大分言われています。そういったことを例えば日本の経験をきちんと現地に伝えて、いわばキャパシティビルディングに協力すると、そういうことを期待して助言を出したわけであります。

○村山委員長 では、他の点いかがでしょう。

はい、鋤柄委員。

○鋤柄委員 すみません、全然別件なんですけれども、このA3の紙の全般的事項の許認可のところにECCに附帯条件があるというふうに書いてありますが、これは確かワーキングのときには出てきていなかったんです。具体的には、これは附帯条件というのは何件あって、どういう内容になっているんでしょうか。教えていただけるとありがたいんですが。

○高橋 すみません、更新情報になりますがこの案件についてはフィリピン国内の承認手続を経たEIAを、つい先だってJICAサイトで公開させていただきました。附帯条件は計15点になり、ご助言いただいたマングローブなどに関してDENRと協議の上モニタリング等を実施するといった項目も含まれております。まさにこの許認可の附帯条件に沿って環境レビューを進めていくことで、助言に対しての対応も可能になると考えております。

○鋤柄委員 ありがとうございます。

○高橋 はい、ご指摘ありがとうございます。

○村山委員長 今のご回答でよろしいということですね。

○鋤柄委員 ええ、公開されているということなので、そちらで拝見します。

○村山委員長 可能であればワーキングの方にはそれを配っていただいたほうがいいですね。

○高橋 失礼致しました。

○鋤柄委員 そうですね、そのほうがわかりやすい。

○高橋 ワーキングに前後して承認、公開となりましたので、後ほど許認可のコピーを送付させていただきます。

○鋤柄委員 はい、お願いします。

○高橋 はい、ご指摘ありがとうございます。

○村山委員長 では、他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

もしよろしければ、今のご報告を受けたということで、この件について改めてワーキングを開いて議論するかどうかですけれども、これまでのパターンでいくとDFRについて議論をしていますので基本的にはワーキング開かずに進めていただくということになりますが、その形でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、その形で進めさせていただきます。

それでは、これで議題は大体終わりましたが、その他について何かありますでしょうか。

○長瀬 1点だけ、ご報告です。前回の全体会合で新ケラ二橋周辺交通改善事業について、環境レビュー方針のペーパーについてちょっと我々の書き込みが不十分であった点がご指摘いただきました。その後メール等で改めて共有させていただきまして、特段その後はコメントをいただきませんで、新しいレビュー方針で確定させていただきました。それに従って環境レビューを淡々と進めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○村山委員長 長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 最初のころに議論された同じフィリピンの南北通勤線ですか、これを1月6日どういう形でやるかというのは、これからご検討いただくんでしょうけれども、今やったのは通常のやり方ですね。ドラフトファイナルみたいなのが出てきて、それを、その結果ができてきて、さらにワーキングでレビューをしますかどうかというのが通常なものですから、その逆は多分あり得ないんじゃないかなと思うんですね。ですからその辺をちょっと配慮しながら6日のやり方を検討していただきたいと思うんですね。

ドラフトファイナルは見ないけれども、レビューでやってしまうよというのは、ちょっと乱暴過ぎますよ、だから。ちょっとその辺は配慮ください。お願いします。

○村山委員長 よろしく願いいたします。大体いつ頃に方針は出てきそうですか。余り遅いと困ると思いますが。

○長瀬 可及的速やかに対応させていただきます。

○村山委員長 今週中と考えていいですか、はい、わかりました。

では、他いかがでしょう。よろしければこれで終わりになりますが、次回の会合は1月10日ということですね。

○柿岡 次回の全体会合、43回ですけれども、年明け1月10日に14時30分から、今のところ229テレビ会議室で、またこの会議室とは異なりますのでご注意ください。

それから、念のためですけれども、別紙1にありました12月27日金曜日のフィリピン洪水リスク管理事業、先ほどのお話の通り担当佐藤委員、鋤柄委員のこのワーキン

ググループは、なしということではよろしかったでしょうか。念のための確認でした。

以上でございます。

○村山委員長 では、他になければ、これで今日の会合を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

午後6時38分閉会